

令和4年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和4年9月30日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 5時50分

◎出席議員（12名）

1番	川上 要一	2番	渋井 由放
3番	高野 泉	4番	荒井 浩二
5番	中山 五男	6番	川俣 義雅
7番	興野 一美	8番	益子 純恵
9番	大金 清	10番	平塚 英教
11番	沼田 邦彦	12番	鈴木 繁

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
代表監査委員	瀧田 晴夫
会計管理者兼事務局長兼管理課長兼会計室長	小口 正一
病院長	宮澤 保春
消防長	車 和則
消防本部次長兼予防消防課長	川俣 寿行
総務課長	谷田 克彦
統括管理監	関口 忠司
病院事務長兼医事課長	鈴木 高広
病院総務課長	岡 誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊田 則昭
消防本部総務課長	加藤 勇

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口 正一
議事係長	両方 博幸
書記	中村 浩子
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (報告第1号) 平成3年度資金不足比率の報告について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第1号) 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)について)
(組合長提出)
- 日程第5 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第5号) 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)の議決について (組合長提出)
- 日程第9 (認定第1号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について (組合長提出)
- 日程第10 (認定第2号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について (組合長提出)
- 日程第11 議員の派遣について

日程第 12 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（鈴木繁） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は令和3年度一般会計及び病院事業会計決算についての監査報告のため、瀧田晴夫代表監査委員に出席を求め、後ほど意見をいただくことになっておりますので、報告いたします。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。

組合長。

○組合長（川俣純子） おはようございます。第3回南那須地区広域行政事務組合議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、報告案件1、議案が5号、あと、認定が1、2とあります。決算の認定がありますので、皆さんの忌憚ないご意見をいただき、次に結びつけられるようにしていきたいと思っておりますので、ぜひとも発展性のある市、そして町の広域ができますようにご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木繁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に3番、高野泉議員、4番、荒井浩二議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鈴木繁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（報告第1号）令和3年度資金不足比率の報告について

○議長（鈴木繁） 日程第3（報告第1号）令和3年度資金不足比率の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、地方公営企業法の一部適用とする病院事業会計について、令和3年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

令和3年度病院事業決算におきましては、令和2年度同様に、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、ご報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木繁） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 資金不足比率は大丈夫なんですけど、括弧内の病院事業会計の経営

健全化基準が20%というふうにありますけれども、これは我々はどういうふうに見たらよろしいのでしょうか。健全なのか、そうでないのか。その辺について、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） それでは、今の平塚議員のご質問にお答えしたいと思います。

基本的に表示されないという意味合いなのですが、実際、資金不足比率を計算いたしますと、マイナス31.7%という数字になってございます。当然のごとく、20%を超えてしまうと資金不足になるというご理解をいただければというふうに思っております。

ちなみに、令和2年度でございますけれども、マイナス30.0%、令和元年度ではマイナス30.8%ということになってございます。毎年、同等の数字が出ているかと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 20%の基準までは大丈夫だというふうな理解でよろしいですね。

○事務局長兼管理課長（小口正一） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和3年度資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第4（議案第1号）専決処分の承認を求めることについて（令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について）

○議長（鈴木繁） 日程第4（議案第1号）専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、令和4年度一般会計補正予算（第1号）について、7月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,300万円を増額いたしまして、予算総額を23億300万円とするものであります。

本件につきましては、令和4年7月27日の夕刻に発生した落雷により、保健衛生センターのトラックスケール及びごみ処理施設内中央操作室の監視装置に被害が生じ、ごみ処理施設が稼働できない状態になったため、緊急に対応・措置をする必要があったことから、専決処分としたものであります。

歳入、歳出につきまして、主なものの説明を申し上げます。

まずは、歳入につきまして、保健衛生センター施設整備基金より、繰入金として2,300万円を増額したものであります。

次に、歳出につきまして、衛生費のうち、ごみ処理費において、トラックスケールに関する修繕費45万円、ごみ処理施設内中央操作室の監視装置に係る復旧工事費2,255万円を増額したものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 2点ほどお伺いします。

まず1点ですが、落雷による火災保険とございますか、これは加入しているのか。している

とすれば、現在の復旧費に値するだけの保険金が下りるのかどうかということ。

もう1点お伺いしますが、宇都宮のほうで衛生センターの火災があって、多額の費用がかかっているようなんですが、衛生センターが火災に遭った場合はやはり同じような火災の保険というのに入っているかどうか。入っているとすれば、例えば全焼した場合に、また再建するだけに必要な保険に加入されているのか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） ただいまの中山議員のご質問に対してお答え申し上げます。

まず1点目、保険は加入しているかという点でございますが、こちらは一般財団法人全国自治協会というところがございまして、そちらで建物災害共済のほうに加入をしているところでございます。

2点目、火災に遭われた場合の賠償補償額の件かと思えますけれども、こちらのほうは上限がたしかあったかと思うんですが、満額までは出なかったように記憶はしておるんですが、すみません、正しいかどうかあれなので、ちょっと後でまた補足させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） そうしますと、今回の落雷のほうは保険金が下りるようですが、今回2,300万円かかったといいますが、2,300万円、保険金のほうから下りるのかどうかです。ここは問題じゃないかと思えますよ。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

内容につきましては、今回の落雷の件に関しまして確認をいたしましたところ、全額対象になるものと見込まれます。取りあえず、1,000万円以上超えますと、こちらのほうの団体のほうから現場確認をすると。その詳細によって保険金額が決定されていると聞き及

んでございます。ですので、こちらのほうとしては満額でお願いしたいところなんです、今のところは現場を確認次第ということになってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） もう1点お伺いします。費用が2,300万円かかったわけなんです、これは工事請負費かなんかで出したんじゃないかと思えます。そうしますと、この2,300万円を要する設計の積算みたいなものですね。これはどなたが設計をし、受注者との関係が何かあるのかどうか、この辺のところをお伺いします。受注者が見積りをし、そのまま請け負ったというようなことはないのかどうかです。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 中山議員のご質問にお答えします。

こちらの復旧に当たりましたのは、現在、定期改修工事を請け負っております株式会社スガテックでございます。こちらについては、過去5年間、当施設の定期改修工事について請け負っている業者でありまして、今回の落雷による被害についても早急に対応していただいているところでございます。落雷が落ちたのは27日の夕方で、7月31日には復旧しております。こちらは見積りということだったんですが、そういった手続を踏んでいまして復旧に時間を要したことから、緊急修繕というような形で対応させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） これですべての討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第5（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第5（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年2月組合議会定例会において議決いただき、2月分の実績より看護師及び准看護師を対象に月額4,000円を支給しております。看護業務に従事する看護師等の特殊勤務手当について、国の制度改正に伴い、組合条例に所要の改正を行うものであります。

本手当につきましては、令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を1%程度、金額にして月額4,000円相当を引き上げることとされ、令和4年2月から9月までの間、看護職員等処遇改善事業補助金を活用して支給されていくところであり、その後、本年10月からは、中央社会保険医療協議会の答申に基づき、収入を3%程度、金額にして月額1万2,000円相当を引き上げることとされ、財政措置として、診療報酬において看護職員処遇改善評価料加算が申請されることとなりました。こ

れに伴い、本条例第12条第2項中、4,000円を1万2,000円に改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、9月まで実施されている事業に引き続いて実施することが要件とされておりますので、令和4年10月1日とするものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、これは今、提案理由の説明にありましたように、看護師並びに准看護師の特殊勤務手当を引き上げるということで、10月1日以降にこれを適用するというところでございますが、那須南病院の看護師及び准看護師というのは87人かな、そのほか、派遣いただいている方もいるので、プラス4人いると思うんですが、正看、准看、何人ずついるのか、説明をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 令和4年3月31日時点の数字で申し訳ありませんが、正看に関しましては77名、准看に関しましては15名となっております。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 今回の条例改正は、病院にはほかに技術者とか技能労務者とかがいるのか、ちょっと分かりませんが、そういう方には適用にならないんでしょうか。そこだけ確認しておきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 今のご質問でございますが、今年度の2月の定例会におきまし

でもご説明したところですが、今回につきましては看護師の処遇改善が目的となっておりますので、技術職等は対象となっております。

○10番（平塚英教） 了解しました。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 今、平塚議員の質問である程度分かったことはあるんですが、2点ほどお伺いします。

まず1つは、看護師さん関係が92名だそうですね。そうしますと、今回手当の増額は年間のぐらいになるものか、これについてお伺いします。これが1点です。

それと、類似病院等でも同じように1万2,000円程度に引き上げているのかどうか、このことについてお伺いします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） まず、増額でございますが、9月までは補助事業で実施しております、月4,000円支給になっておりまして、月当たり42万8,000円支給しておりました。10月以降につきましては、月1万2,000円ということで、月当たり128万4,000円ですので、増額の見込額としては85万6,000円の増になる予定でございます。

類似病院についてでございますが、全てではありませんが、県内の医療機関に問い合わせたところ、ほぼ同様に増額することで確認しております。

以上です。

○5番（中山五男） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 4,000円は補助金で出たということなんですけれども、この1万2,000円はどのような財源の手当てができるのか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 今の件でございますが、10月以降につきましては、診療報酬にて、看護職員処遇改善評価料加算ということで加算になることになっております。
以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 診療報酬ということは、患者さんからこの分をいただくということですか。国のほうから、保険のほうから入ってくるということですか。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） ただいまのご質問にお答えいたします。

患者さんのほうのご負担ということではございません。一定の病院の入院患者数と、こちらが届け出たものに対して、処遇改善料ということで入ってくる金額ですので、病院の患者さんがご負担するものではございません。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） すみません、よく分からないので、もう1回。お金はどこから出てくるんですか。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 診療報酬ということで、病院のほうにレセプトという形で入ってくることになっております。支払基金のほうから。

○議長（鈴木繁） 休憩します。

【休憩】（午前10時23分）

【再開】（午前10時23分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。
病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） その件については確認をさせていただきたいんですが、今、即答はちょっと控えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○2番（渋井由放） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。
4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 特殊勤務手当なんですけど、期限とかそういったものの定めというの
はございますか。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 10月から支給ということになっておりますので、10月20日までに届出となっております。

すみません。永続的な手当ということの具体的に明記はされておりましたが、期限はございません。

○議長（鈴木繁） 荒井浩二議員、よろしいですか。

○4番（荒井浩二） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁）　これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁）　これで討論を終わります。
これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁）　異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁）　日程第6（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子）　議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
本案は、国の推進する、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援により改正された地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が令和4年10月1日から施行されることに伴い、関係する組合条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 議案第3号につきまして、詳細説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、南那須地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例を改正するもので、新旧対照表のうち、改正後、第2条につきましては、第4号のアの（ア）において、子供の出生後57日以内に育児休業を取得しようとする非常勤職員に係る任期の要件を緩和するもののほか、イの（ア）（イ）におきましては、改正前のイとウを整理するというものであります。

2ページに移ります。第2条の3、第3号につきましては、ア及びエにおいて、要件を満たす場合に子供が1歳から1歳6か月までの間に育児休業を取得しようとする非常勤職員に係る取得時期、期間の柔軟化を規定するもの、イ、ウにおきましては、号番号の引下げ及び文言の整理を行うものであります。

3ページに移ります。第2条の4につきましては、第1号及び第4号におきまして、要件を満たす場合に子供が1歳6か月から2歳までの間に育児休業を取得しようとする非常勤職員に係る取得時期、期間の柔軟化を規定するもの、第2号及び第3号につきましては、号番号の引下げであります。

4ページに移ります。第3条につきましては、育児休業の回数は原則2回までと改正されたことによりまして、経過期間や計画の申出を規定した第5号を削除し、号番号を繰り上げるもの、また、第7号につきましては、併せて文言の整理を行うというものであります。

5ページに移ります。第3条の2につきましては、改正前の第2条の5を削除し、ここに新たに規定するというものであります。

続いて、第2条につきましては、人事院規則の改正に伴い、南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正するものでありまして、特別休暇の種類及び期間を規定しました別表第1について、妻の出産に係る男性職員の育児のための休暇の対象期間を出産後1年までと拡大するものであります。

続いて、附則でありますけれども、第1条につきましては施行期日で、令和4年12月1日とするもの、第2条につきましては経過措置で、施行日前に改正前の南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例第3条第5号の計画を提出した職員に対する

同条の規定の適用については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、議案第3号に係る詳細説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 広域行政職員の育児休業に関する条例及び広域行政職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。育児休業を取得しやすくするというようなことなんですけれども、議案第3号の参考資料で、表になっていますよね。それで、1つは、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和すると。また、子が1歳以降育児休業の取得の柔軟化ということで、その下に表が出ているわけなんです。特に表の中の「育児休業（配偶者）」と書いてあるんですけれども、これは広域行政の職員の配偶者も育児休業を取得できるようにすると、こういうふうな理解でよろしいのでしょうか。この表の見方をちょっと説明いただきたい。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 質問にお答えいたします。

参考資料の図のところでありまして、改正後のところで、1歳から1歳6か月までの間、1歳6か月から2歳までの間、配偶者と職員本人と育児休業を交代で取得できるようになるという内容でございます。従来までは、上にあるとおり、通しですと取らなければいけなかったものが、家庭の事情によって交代で取ることも可能になる。なお、期間について、重複するのも認められるというふうな改正でございます。

なお、配偶者の育児休業につきましては、広域のほうで措置することではなくて、配偶者のお勤め先のほうで育児休業が認められていた場合にとり、ご理解をお願いいたします。

○10番（平塚英教） 分かりました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番(渋井由放) 理解不足で申し訳ないんですが、これは非常勤職員の場合ということなのかなと思うんですが、正職員は当然これと同じものができているということなのか。

あと、第2条の後のほうの、職員の妻が出産する場合においては云々とあるんですが、これはいわゆる正職員であって、非常勤職員はこっちに該当するのか、しないのか。その辺のところの説明をお願いします。

○議長(鈴木繁) 総務課長。

○総務課長(谷田克彦) お答えいたします。

まず、改正1条の、組合職員の育児休業等に関する条例でありますけれども、こちらにつきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の中で、条例で定めていることとされている事項について主に定めた条例となっております。地方公務員法の中で定められたことを条例で定めているわけでありますけれども、主に非常勤職員の対応について、この条例で定めております。質問のありました、正職員がどうなのかということでもありますけれども、これは元の法律、地方公務員の育児休業に関する法律のほうで定められております。

続いて、改正2条の、勤務時間、休日及び休暇に関する条例、こちらについてはあくまで正職員のほうでの対応ということで、非常勤職員は対象外ということになります。

以上です。

○2番(渋井由放) 了解しました。

○議長(鈴木繁) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(鈴木繁) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第7（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国において、人事評価制度の見直しがなされ、職員の降給に係る基準等を定めた人事院規則が改正されたことに伴い、当組合においては国家公務員に準じた取扱いとするため、組合条例について所要の改正を行うほか、併せて文言の整理を行うものであります。

改正箇所は、降格の事由について定めた第3条及び降号の事由について定めた第4条であります。いずれも人事評価の全体評語について、「最下位の段階」を「不十分の段階」と改めるもので、国において、全体評語の最下位を「不十分」と新たに定義したことによるものであります。

附則においては、人事評価の評価期間に合わせて、施行期日を令和5年4月1日とするもの、また、本条例改正と関連し、南那須地区広域行政事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について、降給の事由を定めた第4条において、「最下位の段階」を「不

十分の段階」と改正するものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 広域行政の職員の降給に関する条例の一部改正ということでございまして、これは職員が降格されたときの事由に基づいて、降格の事由が今まで5段階だったものを6段階にするということなんですけれども、改正前にこういうような降格、降号の適用が今までそういう例があったのかどうか、それが1つと、この降格、降号の事由の改正なんです、これまではどなたがそういう判定をしたのか。それと、今度、改正後に、卓越して優秀、非常に優秀、優良、良好、やや不十分、不十分と6段階に分かれるんですけれども、これは区分について、こういうような場合にはやや不十分だ、こういう場合には不十分だというような区分立てに明確な基準があるのかどうか。それと、任命権者が正当な理由がないのに職員に対して恣意的にそういうような降格、降号の事由を決めて、そしてそれを押しつけるというようなことがあっては困りますので、その辺の取扱い方についてはどんなふうに対応するおつもりなんですか。その辺の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 質問にお答えいたします。

まず、この条例の件に該当して降給の処分がされた職員がいるのかということでありまして、この条例につきましては、平成28年度から施行されておりますけれども、丸6年たっておりますけれども、これに該当して降給となった職員は現在ではおりません。

続いて、判定の基準というような質問でありますけれども、人事評価の手続といたしまして、本人の自己評価の基に、上司が一次評価者となり、さらにその上の者が二次評価者となって評価のほうを決定していくような段取りとなっております。最終的には、降給等に該当するような場合につきましては組合長の決裁をもらうということになるのかと考えております。

なお、基準につきましては、明確に詳しい基準というのをごいませんで、国のほうで定めた人事評価のガイドライン、マニュアル等を参考に進めていくことになろうかと考えております。また、そういうわけでありますので、評価者のレベルというものはある程度均一化されていないと問題になるのかなというふうに考えております。ここ数年ちょっと、今年も今のところコロナの関係とかで実施できておりませんが、評価者に向けた研修というのを入れまして、評価する側のレベルというものをある程度そろえていけるような対策を取っていきたいと考えております。そういった中で、質問にありました恣意的な部分が排除できるというようなことで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 降格は、卓越して優秀な方にはやらないんですよね。そうしますと、この6段階でいうと、不十分だけが降格というふうに見たらいいんですか。それとも、両方はならないよね。これはやや不十分が対象になるんですか。そこら辺がちょっと。もう一度確認しておきたいんですが。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

降給の対象となりますのは、あくまで一番下、6段階の不十分というふうな判定をされたもののみというふうになります。よろしく願いいたします。

○10番（平塚英教） 了解です。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 人事評価なんですけど、現行もそうですし、改正後もそうなんですけど、この評価というのは絶対評価なのか、相対評価なのかということが1つ。それから、相対評価だとしたら割合の基準はあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

評価のことですけれども、人事評価につきましては、能力評価と業績評価というような二本立てでありまして、それらを総合して、最終的に全体評価というようなことで評価をするという中身になっております。能力評価につきましては、その後、個人の能力、役職等において求められる能力をどれだけ発揮しているのかという部分でありますので、そちらについてはいわゆる絶対評価に近いものになるだろうと思っております。業績評価につきましては、その年度の初め、期首に目標を立てまして、それに対してどの程度達成できたのかという部分が要素としてありますので、そちらについては相対的な、達成できた、できないというような評価になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今のお答えなんですけど、できたか、できないかというのは、これは絶対評価です。相対評価というのは、誰かと比べて、この人は優秀だとか、優秀じゃないとか、そういうことなんです。だから、ここで言っている、例えば、卓越して優秀という、卓越してというのは、個人的に絶対的にその人が優秀だということだったら、極端な話、全員が卓越して優秀となることがあり得るのか、そういうことを言っているのです。一定の割合で、例えば、卓越して優秀というのは10%とか、非常に優秀は20%とか、そのような規定、決まりのようなものがあるのかということを知っています。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

議員の質問にあります評価の結果について、割合ですとか、そういった総体的なというのは基本的には決まっておられません。国のほうではある程度基準というものが示されているんですけれども、それを組合のほうでどう運用していくかという部分につきましては、今回条例の改正でありますので、今後の規則であったり、要綱であったり、その辺の中で改めて検討させていただきたいというふうに今考えているところであります。

以上です。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 人事評価制度というのは、全体を見れば、今答弁されたように、相対評価になっているんです。要するに、降格、一番下というかな、不十分ということになると、降格、降給、その対象。先ほども言われましたけれども、その人を、例えば、この中で1人つくらなくちゃならないとか、そんなふうなことで使われていることが基本的には多いんですよ。だから、そういうふうになってしまうと、みんなの中で、誰と比べて優秀だとか、優秀じゃないとかということがささやかれたり、あるいは自分をよく見せたいとかそういう気持ちが働いてしまったり、なかなか大変な事態になるというふうに思うんです。ですから、今お答えになったように、相対評価ということで割合を決めないでやっていきたいということ、それは私はささやかな抵抗だと思いますけれども、それをきちんとやっていただいて、先ほど言いましたように、割合を決めて、とにかく誰か、不十分を1人つくるとか、そういうことにならないようにぜひお願いしたいと思います。要望です。

○議長（鈴木繁） では、答弁はよろしいですか。

○6番（川俣義雅） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 評価なんですけれども、1つ教えていただきたいと思うんですけれども、まず、いろんな項目があるかと思うんですよね。いろんな項目の中で、例えば、数学のテストが100点満点。1つ1つやって、100問あって、90個できれば90点とか、何かそういう分かりやすいというのはあれなんですけど、そんなようなことで評価があるのか。また、そのほかにプラスアルファ、こういうところがよく見られてどうのこうのと、だからこれは加点しましょう、論文みたいなものがついているとか、なるべく基準がしっかりあって、数字に出てくると分かりやすいのかなというふうに聞くというか、そういうような評価なのではないのかなと思っているんですが、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 評価の仕方につきましては、先ほどお答えいたしましたけれども、能力評価と業績評価というような2つの評価で評価をいたします。それぞれ各役職ごとに人事評価のシートというのがありまして、そちらのほうに記入をして、自己評価、一次評価者、二次評価者の評価をつけていくというようなことになっております。議員がおっしゃられるように、明確に点数があれば、それでどういう結果になる、判定がつくというのは分かりやすいのでありますけれども、何分、人を評価するものでありますので、単純に点数だけというわけにはいきませんで、そういったものを加味するうえで一次評価者、二次評価者が面談等を行って、最終的な判定、評価結果をつけていくというような段取りになっております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） そうすると、卓越して優秀から不十分まで、これは例えば何点から何点までとかそういう点数づけじゃないよと。本人も自分で自ら評価するんでしょけれども、その評価が、先ほども述べましたけど、均一化。例えば、上司のAさん、Bさん、Cさんがいて、その人が同じ技量で評価ができれば問題はないわけですが、そういうしつかり評価を均一化すると。均一化するのは難しいとは思いますが、そういうようなところを上司の人がしつかり把握して、Aさんのところだと評価が高いんだけど、Bさんのところへ行ったら評価が低いんだわというような形ではどうにもならないわけですよ。その辺は、研修に行ったり、ガイドラインを見たりということのできるんだというか、やらなきゃしょうがないんでしょけれども、その評価する人をしつかりと平等に均一にできるように、これは度々研修とかそういうことを常々やっていたかかないと駄目なんじゃないのかなというふうに思うんです。そういうことをほかへ頼んでやると、こんなではいけないとかということになると思うので、いろんな会議のたびにそういう話を常々してもらって、訓練というわけじゃないですけど、自分たちでも注意してもらって、こういうのが必要ではないかなと思うんですが、そういうことはやられていますか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） お答えいたします。

まず、貴重なご意見をありがとうございます。先ほど申しました研修につきましては、基本的には外部から講師を招いて、管理職向けに評価の基準であったりそういったものをあ
る程度均一化、確かに難しいですけれども、例えばレベルをそろえるような目的で研修を開
催しているところであります。コロナの関係でそういった講師を呼べないということで、ち
よっとできていない状況でありますけれども、今後は進めたいと考えております。

なお、議員がおっしゃられました職員同士、管理職同士の内部研修という部分では、現在
の取組がありませんでしたので、そういうような状況を参考にいたしまして、今後考えてい
きたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 人の生き死にに関わるような評価ですから、コロナで外部講師が来
れないんだ、ああ、そうですかというような形でやっていたのでは、やっぱり全然話になら
ないのかなと思うんです。やっぱり上に立つ者が自ら研修して、例えば、Aさんが、こうい
うような評価の方法があったよとか、こうだよとか、研修、トレーニングじゃないですけど、
やっていただきたい。それをやっていただけるという話だったので、本当に人を評価する
というのはとても難しいことなので、何とぞ均一化されて客観的に見てもらうようお願い
をして終わります。答弁は結構です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第4号 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する
条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

【休憩】（午前10時58分）

【再開】（午前11時10分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

ここで、先ほどの議案第1号の答弁につきまして保留の答弁がありましたので、その答弁をお願いいたします。

管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 先ほど議案第1号で中山議員からご質問があった件について回答をいたします。

内容につきましては、火災保険の限度額という件に関してだと思います。基本的に、火災につきましては、ごみ処理施設の再調達価格、評価額というふうに言ったほうが分かりやすいと思うんですが、そちらの額が上限という。ちなみに、破裂、爆発事故、こういった場合には再調達価格というのがあるんですが、当然それよりも上回らないんですけれども、2億円が上限。再調達価格が、例えば3億円だったら、2億円までは出る。再調達価格が1億5,000万円だったら1億5,000万円。あと、風水害につきましては、やはり再調達価格というのがあるんですが、その50%までが出るということです。

以上です。

○議長（鈴木繁） 続きまして、議案第2号につきまして、訂正と保留の件の答弁がありますので、求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 議案第2号、職員の特殊勤務手当に関しまして、平塚議員のほうに御質問いただきました、看護師、准看護師の職員数でございますが、私、正職員数のほ

うを御説明してしまいました。正職員プラス会計年度職員が対象となりますので、看護師は90名、准看護師が17名に訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 先ほど議案第2号で渋井議員のほうから、今回の看護師処遇改善の財源と言われる10月以降のものに対しての患者負担について回答いたします。こちらのほうは患者負担が発生いたします。それで、患者さんの内訳なんですが、患者さんは入院患者さんになります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ただいまの件について補足説明させていただきます。今回の看護師の賃金アップに関しましては、国の方針に従いまして、支払基金と申しますか、診療報酬からの各病院への配付ということになっておりますので、財源といたしましては、健康保険からのお支払いということでございます。ですから、通常の医療費と同じように、一部負担金が、患者さん、主に入院患者さんについて発生しますが、残りの7割から8割に関しましては保険からの支出ということになります。保険に対して国から財政支援があるかどうかは、ちょっと現時点では把握しておりません。

以上でございます。

◎日程第8（議案第5号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について

○議長（鈴木繁） 日程第8（議案第5号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出をそれぞれ2,500万円増額し、補正後の予算総額を23億2,800万円とするほか、公会計システムハードウェア更新事業に係る債務負担行為を追加で措置するものであります。

では、主な内容をご説明いたします。

まず、歳入につきまして、繰入金として、財政調整基金より2,300万円、前年度繰越金として200万円を増額し、計上するものであります。

次に、歳出につきましては、衛生費のうち、し尿処理・ごみ処理施設で使用する電気料金について、今般のウクライナ情勢や円安の長期化に起因した燃料費の高騰から燃料費調整単価が値上がりすることや、本組合と契約をしている小売電気事業者が事業を終了することにより、今後、施設を運営するに当たり、予算不足が見込まれるため、し尿処理費で950万円、ごみ処理費で1,550万円をそれぞれ増額し、計上するものであります。

次に、債務負担行為について説明を申し上げます。今般の半導体供給不足により、今年度更新を予定していました公会計システムハードウェア機器について、詳しくはサーバー機器になりますが、年度内の納入が困難であると判明したため、今年度から令和5年度までの期間を設定し、債務負担行為を追加で措置するものであります。

何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらのハードウェアの更新に関して、供給難で遅れるということなんですけれども、更新は何年を目安にやっつけらっしゃるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 荒井議員のご質問に対してお答え申し上げます。

基本的には、5年を基本にしてございます。ですが、今般に関しましては、今年度中で5

年を迎えるということになるので、現実には再リースという形で6年間ということとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9（認定第1号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10（認定第2号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について

○議長（鈴木繁） 日程第9（認定第1号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10（認定第2号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号についてでございます。

歳入歳出予算現額は22億6,378万6,000円でありまして、これに対して、歳入決算額22億7,469万1,294円、歳出決算額22億2,897万874円であります。予算現額に対する収入率は100.5%、歳出の執行率は98.5%となっております。

前年度と比較しますと、歳入は2,401万7,273円の減額で、前年度比1%の減、歳出は1,947万6,022円の減額で、前年度比0.9%の減となりました。

歳入、歳出とも減額となりましたのは、消防費において、栃木北東地区消防通信指令事務協議会の負担金が減額になったことと、公債費の償還金が減額になったことなどが主な原因であります。

歳入歳出差引残額は4,572万420円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

なお、実質収支額のうち、今後における健全な財政経営を図るため、地方自治法第292条において準用する同法第233条の2及び組合基金条例の規定により、2,300万円を財政調整基金に積立いたしました。

歳入の中で構成比の最も高いものは分担金及び負担金21億2,842万9,000円でありまして、歳入合計の93.6%を占めております。次に、使用料及び手数料が5,317万8,100円で2.3%、繰入金が3,790万5,000円で1.7%となっております。

歳出の中で構成比の最も高いものは衛生費12億6,042万3,900円で、歳出合計の56.6%を占めております。この主な使途であります。この主な使途であります。し尿処理施設・ごみ処理施設・斎場等の運営費や、敦賀市民間最終処分場対策費における控訴審に係る着手金及び次期一般廃棄物処理施設整備のための基金積立て、並びに病院事業会計への負担金・補助金などの経費であります。次に、消防費が7億6,777万9,073円で、歳出合計の34.4%を占めております。この主な使途であります。消防職員の人件費及び常備消防としての消防活動などの経費であります。次に、総務費が1億2,042万9,140円で、歳出合計の5.4%を占めております。この主な使途であります。事務局職員の人件費や財政調整基金への積立金などの経費となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要の説明を申し上げます。

続きまして、認定第2号について説明を申し上げます。

那須南病院は、平成2年の開院以来、地域の中核病院として、地域医療の確保や住民福祉の向上を目的に、民間医療機関では対応が難しい医療を担う役割を果たしてきております。

特に救急医療については、1年365日、24時間体制で対応してきており、令和3年度は年間4,322人、1日平均12人の救急患者を受け入れていました。

新型コロナウイルス感染症の対応においては、地域内での感染蔓延を防止するため、PCR検査体制を充実し、ドライブスルー方式による有症状者の検査を行うとともに、那須烏山市における予防接種業務の個別接種を受け持ち、並びに市で実施する集団接種への協力も行ってまいりました。陽性患者の入院受入れにおいても、南那須地区内のみならず、地区外の患者も受け入れ、職員一丸となり、地域住民の安全・安心な生活を守るため、業務遂行を図ってまいりました。

しかし、全国的には、近年は医師が大都市部に集中し、地方の医師不足が深刻化するなど、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増しているうえ、コロナ禍における通院控えもいまだにうかがえることから、患者数につきましては、コロナ禍以前までには回復していない状況にあります。その結果、全国の公立病院853施設のうち、43%が経常損失を生じ、いわゆる赤字となっております。那須南病院と同規模のベッド数を持つ施設においては、さらに経営が厳しく、48%が経常損失を生じ、赤字となっている状況であります。

このような状況の中で、令和3年度の病院事業決算について申し上げます。

まずは収益的収入及び支出でございますが、消費税を除いた損益計算書の額で説明をいたします。

令和3年度は、前年度同数の常勤医師15名を確保することができました。入院収益につきましては、コロナ病床を確保したことにより患者数は減少しておりますが、患者1人に係る1日当たりの単価が上昇したことにより、収益は増となっております。外来収益においては、患者数、収益とともに前年度より増となり、コロナ禍以前への回復傾向が見られます。また、医業外収益における補助金において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う病床確保補助金、入院患者受入れに伴う協力金及び消耗品等に係る補助金収入があり、収益合計としましては、前年度比約1億3,359万円増の28億1,728万2,853円となりました。

一方、費用につきましては、常勤職員、会計年度任用職員の5名増及び非常勤医師報酬の増により給与費が増となったほか、材料費においては、入院患者の減に伴い、薬品費、給食材料費等が減、経費においては、原油の高騰により光熱水費、燃料費が増となったものの、消耗品費、修繕費等の減により、差引きでは減となっております。減価償却費においては、医療機器の購入に伴い増となったことで、費用合計としましては、前年度比約3,788万

円増の2億2,937万8,879円となりました。この結果、1,209万6,026円の純損失が生じました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は、企業債、一般会計からの繰入金であります。他会計負担金、看護師の修学資金の返還による長期貸付金返還金及び新型コロナウイルス感染症対策等の補助金で、前年度比約1億513万円増の3億8,209万9,000円。支出は、医療機器の購入、空調設備の改修及び企業債の償還などで、前年度比約1億2,642万円増の4億8,611万5,847円となりました。差引不足額1億401万6,847円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が病院事業決算の概要であります。住民が安心して生活するためには医療の確保が必要でありますので、本地域の中核病院として、那須南病院が安定的かつ継続的に医療を提供できるよう、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、認定第1号につきましては管理課長から、認定第2号につきましては病院総務課長から詳細を説明させますので、何とぞ慎重にご審議のうえ、認定くださいますよう併せてお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 私のほうから、認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算の補足説明を申し上げます。一般会計の決算書の5ページ、6ページをご覧くださいと思います。併せまして、別冊の主要施策の成果の12ページ、13ページに歳入歳出決算の構成比や対前年度額等を掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

事項別明細書に従いまして、歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金の収入済額は2億2,842万9,000円となり、歳入総額の93.6%を占めております。

1項1目総務費負担金は7,905万4,000円で、一般管理運営費に係る負担金となっております。2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は6億2,079万2,000円で、病院事業及び斎場費に係る負担金となります。2節清掃費負担金は6億1,934万3,000円で、し尿処理費、ごみ処理費及び一般廃棄物処理施設整備基金に係る負担金となります。3目消防費負担金は8億924万円で、消防総務費及び消防施設整備費に係る負担金となります。

なお、構成市町の負担金明細につきましては、同じ決算書の34ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、2款使用料及び手数料は5,317万8,100円となり、歳入総額の2.3%となっております。

1項1目衛生使用料は803万円で、南那須地区斎場の使用料689件分でございます。

2項1目衛生手数料は4,467万1,000円で、保健衛生センターにおけるし尿処理及びごみ処理の手数料となっております。2目消防手数料は47万7,100円で、危険物施設の設置許可の手数料となっております。

3款国庫支出金、1項1目衛生費国庫補助金は352万円で、ごみ処理施設整備基本計画等業務委託に伴う循環型社会形成推進交付金でございます。

4款県支出金は915万7,438円となっております。1項1目衛生費県補助金は799万2,000円で、病院群輪番制病院運営事業の補助金となります。

7ページ、8ページをご覧いただきたいと思っております。

1項2目消防費県補助金は116万5,438円で、緊急消防援助隊活動費負担金で、令和3年9月に発生いたしました静岡県熱海市土石流災害時に当消防本部からの隊員を派遣し、当該救助活動に要した経費に対する負担補助となっております。

5款財産収入、1項1目財産貸付収入は28万2,656円で、広域行政センター2階第2会議室施設賃貸料のほか、各施設に設置されております自動販売機の売上の3%分が収入となっております。2目利子及び配当金は48万8,461円で、財政調整基金をはじめ4つの基金の利子分でございます。

2項1目物品売払収入はございませんでした。

6款寄附金もございませんでした。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は3,790万5,000円となっております。

8款繰越金、1項1目繰越金は2,426万1,671円で、前年度繰越金であります。

9款諸収入は1,746万8,968円となっております。

9ページと10ページをご覧いただきたいと思っております。

1項1目過年度収入はございませんでした。2目弁償金は89万7,968円で、東京電力からの原子力発電所事故賠償金で、令和3年度中に支出しました放射能測定費用などが対象となっております。3目雑入は1,657万1,000円で、主なものは保健衛生センターにおける資源物の売払収入として1,263万9,241円、中段の一般廃棄物焼却処分受託料237万6,750円ですが、こちらは那須地区広域行政事務組合のごみ焼却施設の基幹改良工事に伴い、当組合が受け入れたごみの焼却処分費用となっております。

また、下から3行目、塩谷・南那須PCR検査センター運営協力金の3,000円は、塩谷広域と共同で設置しましたPCR検査センターの検査業務に従事した職員の特殊勤務手当分としての収入となっております。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の説明をいたします。11ページ、12ページをご覧いただきたいといたします。

1款議会費。議会費の支出済額は92万155円であります。1項1目組合議会費の主なものは、組合議員の報酬のほか、会議録データ反訳料に要した経費などがございます。

2款総務費。総務費の支出済額は1億2,42万9,140円であります。1項1目一般管理費は8,829万4,833円で、行政センター職員10名分の人件費のほか、各種委託料やサーバーリース料など広域行政事務局の経費でございます。

13ページ、14ページをご覧いただきたいといたします。

2目財政管理費は3,203万4,307円で、予算書・決算書の印刷費や公会計システムに要した費用のほか、財政調整基金積立金などであります。

15ページ、16ページをご覧いただきたいといたします。

2項1目監査委員費は10万円で、監査委員2名分の報酬であります。

3款衛生費。衛生費の支出済額は12億6,042万3,900円となり、歳出総額の56.6%を占めています。

1項1目保健衛生総務費は6億361万6,000円で、在宅当番医制事業の委託料、病院郡輪番制病院運営事業の負担金、小児二次救急医療対策事業の負担金、病院事業会計への負担金補助金のほか、病院事業整備基金積立金などであります。2目斎場費は3,456万8,789円で、燃料費や電気料、火葬業務の委託料、火葬設備改修工事等が主なもので、南那須地区斎場の経費でございます。

17ページ、18ページをご覧いただきたいといたします。

2項1目清掃総務費は3,794万7,972円で、職員4名分の人件費、事務所の通信運搬費やOA機器リース料のほか、保健衛生センター施設整備基金積立金などあります。

2目し尿処理費は1億1,688万4,969円で、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、施設の運転業務委託料及び定期改修工事費などがございます。

19ページ、20ページをご覧いただきたいといたします。

3目ごみ処理費は3億4,948万5,974円で、職員8名分及び会計年度任用職員7名分の人件費、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、焼却灰の処分委託料、施設定期改修工事費などの通常経費のほか、ばいじん運搬用ダンプの購入などがありました。

21ページ、22ページをご覧いただきたいと思います。

4目一般廃棄物処理施設整備費は1億989万8,667円で、職員1名分の人件費やごみ処理施設整備基本計画及びPFI方式導入可能性調査業務委託料等のほか、新たな施設整備に向けた基金積立金などがあります。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は802万1,529円で、現在係争中の裁判に係る費用となり、旅費及び控訴審に係る弁護士への着手金などを含む訴訟事務委託料でございます。

23ページ、24ページをご覧いただきたいと思います。

4款消防費。消防費の支出総額は7億6,777万9,073円となり、歳出総額の34.4%を占めております。1項1目消防総務費は7億6,398万8,442円で、消防職員95名分の人件費のほか、各消防署の施設維持経費、各種装備品等の点検手数料、消防車両の燃料、栃木北東地区消防通信指令事務協議会への負担金など、消防・救急業務の経費になってございます。

27ページ、28ページをご覧ください。

2目消防施設整備費は379万631円で、消防機材及び庁用器具費の購入費でございます。

5款公債費、1項1目元金は7,911万9,531円で、12件分の組合債に係る元金償還金であります。2目利子は29万9,075円で、12件分の組合債に係る利子償還金でございます。3目公債諸費の支出はございませんでした。

6款予備費の支出もございませんでした。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、実質収支に関する調書について説明をさせていただきます。同じ冊子の30ページをご覧いただきたいと思います。

歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は4,572万420円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となっております。そのうち、地方自治法第233条の2の規定に基づく基金繰入額は2,300万円であります。

続いて、31ページから33ページにつきましては、財産に関する調書を掲載してございます。

33ページ下段をご覧いただきたいと思います。4つの基金の状況を掲載しております。決算年度末現在高は総額で10億756万9,000円となっております。

34ページには、構成市町の負担金の明細を掲載しております。

那須烏山市は、交付税算入分を含めまして14億2,374万円となっております。

那珂川町は7億468万9,000円となっております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の補足説明を終わりにいたします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 続きまして、認定第2号 令和3年度病院事業決算につきまして、決算書により補足説明を申し上げます。決算書の1ページから11ページまでが法令で定められております病院事業会計の決算書類となりまして、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表から成っております。

1ページをお開きください。

1ページから4ページまでが決算報告書となっております。予算第3条で定めた収益的収入及び支出、予算第4条で定めた資本的収入及び支出の決算額を報告するもので、金額は消費税込となっております。

まず初めに、収益的収入及び支出のうち、収入でございますが、第1款病院事業収益の第1項医業収益においては、新型コロナウイルス感染症による影響もいまだ続いておりますが、回復傾向にあり、前年度比約2,807万円の増となりました。第2項医業外収益においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等で、前年度比約1億627万円の増となり、決算額28億2,554万2,405円で、前年度比約1億3,435万円の増となりました。

2ページをお開きください。

支出でございますが、第1款病院事業費用は、第1項医業費用から第4項予備費までを合わせまして、決算額28億3,593万5,556円で、前年度比約3,814万円の増であります。なお、収益的収入及び支出の詳細につきましては、この後の損益計算書で説明をいたします。

次に、3ページからは資本的収入及び支出でございます。まず収入ですが、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項補助金までを合わせまして、決算額3億8,209万9,000円で、前年度比約1億513万円の増であります。

内訳であります。第1項企業債2億3,660万円は、医療機器の購入及び空調設備改修工事の財源として借り入れたものです。

明細を説明しますので、30ページをお開きください。

表の下から3行目までが令和3年度に借入れをした企業債で、種類は財政融資資金と銀行等資金となり、借入日は令和4年3月25日となっております。利率は、下から3行目の医療

機器は0.02%、下から2行目の附帯施設である空調設備改修工事は0.1%、下から1行目の医療機器が0.17%となっております。なお、下から1行目と3行目で、共に医療機器でありながら資金の種類、利率が異なるのは、県による資金枠の調整が図られたことによるものでございます。

3ページにお戻りください。

第2項他会計負担金は、一般会計からの繰入金でありまして、一般会計からの繰入金総額は5億9,395万4,000円で、そのうち1億3,614万1,000円が資本的収入分となっております。

次に、第3項長期貸付金返還金172万円は、看護師修学資金返還金でありまして、家庭等の理由により当病院に勤務しなかった者2名分の返還金であります。

次に、第4項補助金763万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う県の補助金で、汎用画像診断装置用プログラム専用端末等に係る補助金となっております。

4ページをお開きください。

支出でございますが、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項投資までを合わせまして、決算額4億8,611万5,847円で、前年度比約1億2,642万円の増であります。

内訳であります。第1項建設改良費は2億7,719万844円で、医療機器購入費、空調設備改修の工事費及び空調改修工事に伴う業務委託費となっております。

購入しました医療機器につきまして説明しますので、22ページをお開きください。

こちらには、購入した機器のうち100万円以上の物品を記載しておりまして、消費税込の金額となります。高額な機器について説明しますと、7番、生体情報モニターは平成18年度に購入したものの更新、10番、外科用X線テレビシステムは平成20年度に購入したものの更新、11番、放射線情報管理システムは平成25年度に購入したものの更新、12番、眼底観察システムは、眼科の手術において、既存の顕微鏡に装着し使用するもので、高度な技術を要する網膜・硝子体の手術において使用するもので、新規購入いたしました。13番、電子カルテ用パソコン80台は平成23年度に購入したものの更新、15番、院内ネットワーク機器は平成22年度に構築された電子カルテ用ネットワークの一部更新であります。その他の医療機器につきましても、耐用年数以上使用したものの更新等でありまして、医療機能を保持するうえで必要最低限の医療機器の購入を行ったものであります。

4ページにお戻りください。

第2項企業債償還金2億733万7,003円は、企業債の償還元金であります。

また、年度末現在高は15件で10億3,540万213円となっております。

なお、内訳につきましては、30ページの企業債明細書に記載のとおりですので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

次に、第3項投資158万8,000円は、看護師修学資金及び看護師資格取得修学資金でありまして、2名に貸与したものであります。

なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額1億401万6,847円につきましては、欄外に記載のとおり、過年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

また、年度末現在の補填財源使用可能額は約7億9,905万円となっております。

以上が決算報告書でございます。

次に、損益計算書について説明をいたします。5ページ、6ページが損益計算書となりまして、1年間の経営成績を明らかにしたものであります。

6ページをお開きください。

令和3年度の結果は、下から3行目に記載のとおり、1,209万6,026円の純損失となりました。

それでは、各収益・費用の詳細について説明いたしますので、19ページをお開きください。こちらは、令和3年度と令和2年度の損益計算書の額の対比表となり、消費税抜きの額となっております。

まず、収益から説明いたします。医業収益のうち、入院収益は13億3,564万1,173円で、前年度比1,094万6,616円の増であり、また、外来収益につきましても、7億4,508万6,312円で、前年度比1,045万8,272円の増となっております。

収入増の主な要因ですが、入院収益におきましては、新型コロナウイルス感染症患者受入れに伴う病床利用数の減により患者数は減少しましたが、1人1日当たりの入院単価が増加したことによるものであります。また、外来収益におきましては、患者数も増え、コロナ禍以前へ回復傾向となっております。

なお、業務量の詳細につきましては、17ページ、18ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、その他医業収益6,321万3,515円は、室料差額収益、人間ドック及び健診等の公衆衛生活動収益並びに診断書等の文書作成手数料となります。

次に、他会計負担金1億6,111万9,000円、及び医業外収益のうち他会計負担金1億1,976万8,000円、並びに他会計補助金1億7,692万6,000円は、一般会計からの繰入金で、合計4億5,781万3,000円となり、前年度比289万3,000円

の増となりました。

次に、業外収益のうち補助金1億6,839万4,000円は、へき地巡回診療事業補助金、院内保育所運営補助金、及び新型コロナウイルス感染症に係る病床確保に対する補償、患者受入れに伴う協力金、防護具等の医療消耗品への補助金であります。

次に、長期前受金戻入1,865万5,521円は、補助金等を財源とした固定資産の減価償却見合い分で、現金を伴わない収入となります。

収入合計は28億1,728万2,853円で、前年度比1億3,359万8,017円の増となりました。

次に、費用につきまして説明をしますので、20ページをご覧ください。

業外費用のうち給与費ですが、17億46万129円は、職員172人、会計年度任用職員47人及び非常勤の医師等の人件費であり、前年度比4,465万1,908円の増は、職員5人の増によるものと、非常勤医師報酬の増によるものであります。

次に、材料費3億6,755万1,572円は、診療のために必要な薬品、診療材料及び給食材料等で、前年度比413万4,552円の減は、入院患者の減に伴う薬品及び給食材料費の減によるものであります。

次に、経費4億6,905万9,620円は、消耗品費、光熱水費、修繕料及び委託料等の費用であり、前年度比253万6,495円の減は、原油の高騰により光熱水費及び燃料費が増加しましたが、消耗品費及び修繕費が減したものによります。

次に、減価償却費1億6,717万5,313円は、建物、医療機器等、有形固定資産の減価償却費で、現金支出はありません。なお、前年度比1,400万8,351円の増は、医療機器の購入に伴うものです。

次に、資産減耗費759万5,806円は、令和3年度に実施いたしました空調設備改修工事の構築物及び医療機器の残存価格分を費用化したものであります。

研究研修費386万3,176円は、医師及び看護師等の学会、研修会参加費用となります。

長期前払消費税償却721万488円は、控除対象外消費税を費用化したもので、現金支出はありません。

次に、業外費用になりますが、支払利息及び企業債取扱諸費1,988万710円は、企業債償還金のうち利息分となります。

雑損失8,262万6,142円は、消費税整理に伴う費用で、前年度比185万4,477円の減は、薬品及び3条課税仕入れ消費税額の減によるものであります。

看護師確保経費は、看護師修学資金貸与者のうち返還免除分を費用化したものですが、該

当者がいませんでしたので、ゼロになっております。

特別損失の過年度損益修正損は95万1,514円で、前年度の2月・3月分の診療報酬請求のうち、査定により保険給付の対象とならなかった減点分等であります。

費用合計は28億2,937万8,879円となります。

以上が損益計算書の詳細説明であります。

7ページにお戻りください。剰余金計算書となります。

下から3行目が当年度変動額でありまして、令和3年度に生じました純損失1,209万6,026円を未処理欠損金に加えたものであります。

8ページをお開きください。欠損金処理計算書となります。

令和3年度は未処理欠損金の処理を行っておりませんので、処分額はゼロとなります。

次に、貸借対照表の説明をいたします。9ページから11ページまでが貸借対照表でありまして、令和3年度末現在において、病院事業が保有します全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書となります。

表の見方ですが、一番左側から、款・項・目の科目の名称となっておりまして、款は算用数字で、項は括弧書きで、目は片仮名となっております。

また、一番右の金額は各款の合計額を、右側から2番目の金額は款のうち各項の合計額を、3番目は各目の金額を記載しております。

まず資産の部ですが、1款固定資産は、1項有形固定資産から3項投資その他の資産までを合わせまして17億124万8,462円で、前年度比9,583万6,063円の増であります。増の要因は、空調設備改修工事に伴い、1項2目附属設備の増によるものであります。

次に、2款流動資産のうち、1項現金預金は5億4,013万7,631円で、前年度比約3,798万円の減。2項未収金は3億8,343万1,469円で、前年度比約2,622万円の増となっております。3項貯蔵品は、薬品と診療材料の貯蔵分で2,466万6,670円であります。

資産合計は26億4,948万4,232円となります。

次のページをお開きください。

負債の部ですが、3款固定負債1項企業債は7億9,450万7,395円。4款流動負債1項企業債は2億4,089万2,818円。これらの合計額10億3,540万213円が年度末企業債未償還残高となります。

2項未払金1億1,803万2,472円は、令和3年度費用のうち、まだ支払いをしていないもので、一般会計で言うところの出納整理期間に支払う金額となっております。

5 款繰延収益は、固定資産取得の際に国・県から補助を受けた額及び一般会計から繰り入れられた額の残高でありまして、28 億 1 6 3 万 3, 4 7 6 円になります。

次に、資本の部ですが、6 款資本金は 1 億 6, 0 6 0 万 6, 2 9 4 円。7 款剰余金はマイナス 1 5 億 6, 5 5 5 万 1, 0 7 3 円となり、負債資本合計は、一番下の行になりますが、資産合計と同額の 2 6 億 4, 9 4 8 万 4, 2 3 2 円であります。

以上で、病院事業の決算書類の説明とさせていただきます。

なお、それ以降の 1 2 ページ以降は附属書類となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上になります。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。ここで、本案については監査委員の審査を受けておりますので、その報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。よろしくお願いいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき組合長から審査に付された、南那須地区広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、議会選出の大金監査委員と私が審査した結果を報告いたします。

なお、組合長及び職員から詳細な説明がありましたので、私からは簡潔に報告したいと思いますので、ご了承願います。

お手元の令和 3 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書をご覧ください。

1 ページです。1 の審査の期日、2 の審査の場所、3 の審査の対象、4 の審査の方法は記載のとおりです。

5 の決算の概要です。（1）決算規模。歳入総額は 2 2 億 7, 4 6 9 万 1, 2 9 4 円。歳出総額 2 2 億 2, 8 9 7 万 8 7 4 円。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式的収支額は 4, 5 7 2 万 4 2 0 円。翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も形式的収支額と同額となります。なお、実質収支額のうち 2, 3 0 0 万円を財政調整基金に積み立てております。

2 ページです。（2）の歳入についてです。詳細は歳入内訳の表をご覧ください。予算現額 2 2 億 6, 3 7 8 万 6, 0 0 0 円。収入済額は予算現額に対し 1 0 0. 5 % の収入率。前年度と比べ 2, 4 0 1 万 7, 2 7 3 円、1 % の減です。収入済額の主なものは分担金及び負担金

で、全体の93.6%を占めております。減額の主な理由は、繰入金、分担金及び負担金による減でございます。

3ページです。(3)の歳出についてです。詳細は歳出に係るアからウの表をご覧ください。支出済額は予算現額に対し98.5%の執行率、前年度と比べ1,947万6,022円、0.9%の減です。支出済額の主なものは衛生費、消防費で、全体の91%を占めております。減額の主な理由は、平成22年度発行の一般廃棄物処理事業債の償還が令和2年度で終了したこと、これで約4,800万円余減額になっております。及び、栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の減、これが約1,300万円であります。

4ページをお願いします。性質別歳出ですが、義務的経費として人件費、主なものは職員給与費です。その他経費のうち補助費等の主なものは、那須南病院に対する負担金及び補助金です。

6の財産に関する調書です。公有財産としての土地建物、土地及び建物全て行政財産であり、前年度からの変動はございません。

続きまして、5ページです。7の基金の状況です。4つの基金があり、令和3年度末現在10億756万9,000円、前年度残額に積立金、歳計剰余金処分額、取崩し額を還元した結果、1億1,648万7,000円の増。それぞれ条例に基づき運用されており、保管方法は全て定期預金で保管されています。詳細は表をご覧ください。

8の組合債の状況ですが、令和3年度末の未償還額は1億349万2,407円で、前年度と比べ7,911万9,531円の減です。新たな借入れがなく、7,911万9,531円償還した結果です。

なお、償還額が減ったのは、先ほどご説明いたしましたとおり、22年度一般廃棄物処理事業債の償還が前年度で終わったことによるものです。

9の審査の結果及び意見です。組合長から審査に付された一般会計の歳入歳出決算について、審査した範囲の結果では適正かつ正確であり、予算の執行状況、事務処理についてもおおむね適正であると思います。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていると思います。

次に、今年度の決算審査の中から4点お願いしたいことがございます。

まず、南那須地区斎場についてです。南那須地区斎場につきましては供用開始から17年が経過していることから、引き続き施設全体の維持管理に努めてください。また、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、御遺族の理解が得られるような運営に努めてください。

次に、保健衛生センターについてです。ごみ処理施設については建設から32年、し尿処

理施設については37年が経過していることから、延命には限界があると思います。新たな施設の整備の加速化とともに、現施設についても適切な運営に努めてください。

6ページです。消防についてです。災害が多発しているほか、新型コロナウイルス感染症の罹患患者の搬送など新たな業務が加わり、常時、緊張を強いられる環境にあります。地域住民の安全・安心を確保するというミッションに誇りを持って、引き続きよろしく願いいたします。

最後に、財政運営についてです。この組合の運営費の大部分、約94%になるかと思いますが、構成自治体の負担で賄われております。本日、下野新聞に人口の状況が載っていたかと思いますが、構成自治体である那須烏山市、那珂川町は、今後さらなる人口減少が想定され、基本収入である市町村税の増加は考えにくいところであります。一方、ごみ処理施設やし尿処理施設の整備、さらには那須南病院の改修は必要不可欠であると思います。このようなことから、今後とも費用対効果を意識し、事業の見直しや組織の合理化等により効率的な運営をお願いいたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況に係る審査意見の報告を終了いたします。

続きまして、病院事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算意見書をご覧ください。

1ページです。1の審査の期日、2の審査の場所、3の審査の対象、4の審査の方法は記載のとおりです。

5の業務の概要です。詳細は表をご覧ください。患者総数は10万7,285人で、前年度と比べ1,165人、約1.1%の増。入院・外来別に前年度と比較すると、入院が3.6%減、外来は4.3%増です。ベッドの利用状況である病床利用率は、一般病床が1.9ポイント減少、療養病床が4.6ポイント減少しております。

2ページをご覧ください。6の予算の執行状況です。(1)収益的収入及び支出です。アの収益的収入は28億2,554万2,405円で、予算額に対し96.0%の収入率。イの収益的支出は予算額に対し96.3%の執行率です。

3ページをお願いします。(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は、予算額に対し89.4%の収入率。前年度と比較して1億513万1,333円の増収。主な原因は、企業債の発行増です。イの資本的支出は、予算額に対し91.6%の執行率。前年度と比較して1億2,641万5,571円の増加。主な原因は、空調設備改修工事の実施です。ウの財源補填についてです。資本的収入が資本的支出に不足した額1億401万6,847円については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資

金で補填いたしました。その結果、内部留保資金は7億9,905万9,720円となりました。

4ページです。(3)の一般会計からの繰入状況です。他会計負担金及び他会計補助金として、一般会計から繰入金は、収益的収入、資本的収入合計で5億9,395万4,000円。このうち、構成市町の負担額は5億8,299万9,000円、98.2%です。このうち2億1,090万8,000円は地方交付税で措置されますので、実質的負担額は3億7,209万1,000円、62.6%となります。

(4)の企業債の状況は記載のとおりです。

5ページをお願いします。7の損益計算書です。(1)の収入です。収益合計は28億1,728万2,853円で、前年度と比較し1億3,359万8,017円、5%の増。主な要因は、コロナ関連県補助金の増に加え、医業収益も増加したことによるものです。

6ページです。(2)の支出です。費用合計は28億2,937万8,879円で、前年度と比較して3,788万220円増加しております。主な要因は、給与費の増、正職員2名及び会計年度任用職員3名増による給与費及び非常勤医師等の報酬増です。

7ページです。(3)の損益収支です。損益収支は1,209万6,026円の純損失になっております。年度末の未処理欠損金は、前年度末繰越欠損金15億5,845万5,047円を加算した15億7,055万1,073円となります。

(4)の経常収支比率、(5)の医業収支比率は、共に病院の収益性を見る代表的な指標です。共に100%を切っており、厳しい状況です。なお、前年度に比べ医業収支比率が悪化しているのに経常収支比率が改善しているのは、コロナ関連県補助金の増によるものだと思います。詳細は表及び記述をご覧ください。

8ページです。8の貸借対照表です。

(1)資産。資産総額26億4,948万4,232円で、前年度と比較して7,962万615円増加しております。固定資産が17億124万8,462円、流動資産が9億4,823万5,770円です。

9ページです。(2)の負債です。負債総額は40億5,442万9,011円で、前年度と比較して9,171万6,641円増加しております。固定負債が7億9,450万7,395円、流動負債が4億5,828万8,140円。繰延収益が28億163万3,476円です。

(3)の資本です。資本総額はマイナス14億494万4,779円で、前年度と比較してマイナスが1,209万6,026円増加しております。資本金が1億6,060万6,294円。剰余金、この場合、欠損金になりますが、15億6,555万1,073円です。

10ページをお願いします。9のキャッシュフローです。キャッシュフロー計算書は、一事業年度における資金（現金預金）の流れを表示したもので、業務活動がプラス、財務活動及び投資活動がマイナスが比較的良好な経営とされるパターンとされていますが、財務活動がプラスとなりました。これは空調設備改修工事を実施するための企業債発行があったためと思われます。

業務活動によるキャッシュフローから財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金減少額3,798万6,669円が算出されます。これに資金期首残高5億7,812万4,300円を加算した資金期末残高5億4,013万7,631円は、この資料の8ページの流動資産の現金預金と一致します。

12ページをご覧ください。10の審査の結果及び意見です。

審査に付された計算書類は、実施した審査の範囲内において、計数は正確で会計事務はおおむね適正に処理されていたと思います。新型コロナウイルス感染症の波が繰り返される中、陽性患者の受入れやドライブスルー方式のPCR検査、発熱外来の実施など、評価に値するところであります。また、医療スタッフ確保のために新たに薬剤師奨学金返還支援金貸与制度を創設したことも評価できるところです。

次に、今年度の決算審査の中から3点お願いしたいことがございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルスワクチン接種の進展や治療薬の承認など、一部に明るさも見えておりますが、ウイルスの変異による感染拡大など先行き不透明な部分も多いものと思います。引き続き、診療体制の整備及び受入れ病床の確保をお願いいたします。

次に、医療スタッフの確保です。毎年同じ要望で恐縮ですが、医療の質の向上や病院経営の安定化については、医師をはじめとする医療スタッフの確保が大きく影響することは、収支状況が示すとおりであります。当面のスタッフ確保に尽力されるとともに、将来のスタッフ確保として現在取り組んでいる職業体験イベント等の充実をお願いいたします。

3点目ですが、大規模改修についてです。病院施設は、平成元年度竣工の2階建屋と、平成7年度竣工の5階建屋から成っております。それぞれ32年、26年が経過しております。現在、令和元年度に策定した那須南病院大規模改修基礎調査等報告書に基づき、令和3年度は空調設備改修工事を実施したところです。今後とも、地域医療の提供に支障のないよう施設の整備推進をお願いいたします。

24時間365日、救急医療をはじめ、地域医療の確保のため、ご苦勞されていることと思っておりますが、地域の公的医療機関としてのミッションに誇りを持って、引き続きよろしくお願いたします。

私の報告は以上です。ありがとうございました。

○議長（鈴木繁） ここで休憩いたします。再開は13時20分といたします。

【休憩】（午後12時29分）

【再開】（午後 1時20分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

質疑に入る前に、認定第1号について、資料の訂正がございます。

総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 誠に申し訳ありません。資料の訂正をお願いいたします。お配りしております主要施策の成果の9ページになります。9ページ上段のオ、一般職員の級別職員の状況の表の中でありますけれども、一般行政職の欄で6級のところに「(1)」という数字が入っておりますが、これが誤りでございまして、正しくは3級の「10」の下に「(1)」というふうに入ります。一般行政職6級の「(1)」を消していただきまして、3級の「10」の下に「(1)」ということでお願いいたします。誠に申し訳ありません。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木繁） それでは、これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しく下さい。質疑はありませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） まず、広域行政事務組合の一般会計の22ページになります。ごみ処理施設定期改修工事支援業務委託料135万3,000円というのがございまして、この辺の内容をちょっと教えていただきたいというふうに思います。その下に、ごみ処理施設定期改修工事費7,843万円ですか、これがございまして、これは何日ぐらいで何人ぐらいかけて行うものなのかというようなことで、あともう1つは、19ページ、20ページの一番下のところなんです。焼却炉内清掃及び機器機能点検整備委託料3,600万円ですが、これはどんな内容なのか。清掃だから、きれいに掃除するのかなとは思いますが、清掃するのに何人工ぐらい、また、何日ぐらいかかる代物なのかですね。

あとは、病院のほうになるんです。病院のほうは、ここでは読み取れないんですが、病院

運営委員会というのがあるかなと思います。当然、その開催をした回数と、それについての報酬について、教えてというか、示していただければと思います。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） では、ただいまの渋井議員のご質問にお答えいたします。

まず支援業務ですが、こちらについては、ごみ処理施設の支援業務ということで、全国都市清掃会議という、各自治体で持っている清掃施設をもっているところの会になるんですが、そこに専門員がおりますので、その専門員ですね。設計とかをした際の審査であるとか施工管理等を委託しているものになります。

続きまして、ごみ処理の定期改修工事の日数と人数なんですが、こちらについては、申し訳ありません。業者のほうに確認しないと、人数については把握しておりませんので、本日はちょっと回答できないような形であります。

同じように、焼却炉内清掃及び機器機能点検整備も同じようになります。内容について今日ご説明することは可能なんですが、ご理解いただければと思います。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ご質問がありました病院の運営委員会の開催回数ですが、昨年度は1回開催しております。報酬でございますが、おいでいただいたときに5,000円支払いしております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 病院運営委員会は1回開催されたということでございますけれども、報酬についてはどのような方々に払っているのかというところなんです。私も委員だったものですから、5,000円ほど、税金が引かれますからもうちょっと安いんですけど、頂いていました。病院の決算で、5,000円要らないよというようなことになったときには、幾らかだろうが、焼け石に水ですけど、みんな大変だというときに、私、個人的には、これをもらわないで、報酬。組合長とかは多分もらっていないのかなと思うんですけど、ど

んな人がもらって。委員さんは4人いたような気がするんですね。それは私が勝手に言っていることで、みんなから怒られるかもしれませんが、そういうような方法がまずあるかどうかということと、それについてここで議論するつもりはないんですが、誰がもらっているのか。議員さんと、あと、お医者さんの先生とかいるので、その辺の説明。

あと、ごみ処理施設定期改修工事支援業務委託。これは前にも全国都市何とかと聞いたんですね。し尿処理も一緒にやって、これは本当に役に立っているのというような気がするものですから。役に立っているのでしょうね、お願いしているのであれなんだろうけど。あと、多分こういう考えができるんじゃないかというのが私の考えですから、聞いてくださいね。清掃は点検とかそういうようなもの、これは3,657万500円ですから。そうすると、これに何人かけているんだというのが重要な話だと思うんです。ごみ処理施設修繕工事費というのが7,800万円ありますけど、ここを何日で何人工かけているんだというような大きなつかみの中で、それで入札で取ったからというんじゃなくて、中身をしっかり確認をしてもらうということが経費の節減につながっていくのではないのか。それで、今回は、消防費というのは7億8,900という数字なんです。そうすると、ごみ処理修繕工事費って7,800万円だから、大体消防費の10分の1になるわけです。消防費は24時間やられていますからね。そういうことからすると、10分の1って、大体95人が消防ではいると。全部出勤しているとは思いませんが、365日やると、9.6人工に365日掛けるんだというような。休みの人もいますけどね。そういう規模だと。多分、施設修繕工事費とか清掃とかというと、よく分からない括りがあって、物差しがあると分かりやすいのかな。多分、人数が何人かかる。こういう材料が要するというふうになれば、何となく我々もその中身が見えてくるかなというふうに思います。後で教えてください。

それで、病院の費用はわかりますか、報酬の。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ご質問いただきました委員会でございますが、議員に関しましては市・町から2名ずつで計4名、あと、医師会のほうにお願いしまして、4名のお医者様をお願いしているところでございます。委員としまして、院長と事務局長に入っていていまして、別に事務局で、組合長、統括管理監、我々の事務局ということなんですが、報酬をお支払いしているのは、議員と医師会の先生方になっております。今ご提案いただきました、支払わないで済む方法があるのかということなんですが、やはり皆様、お忙しいところをご参集いただいているものですから、その辺はちょっとご理解いただきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 了解しました。議員の中でまた話をして、僅か2万円かそこらかもしれないませんが、病院は厳しいのに一生懸命やっているわけで、我々もできることがあれば協力したいというふうに思いますし、これから新たな病院も建設するわけですから、何かと人口減少で収入も厳しくなってくると思うので、少しそういうところ、今のやつを改正すればできるということだけは大丈夫なんですね。今、規約みたいなのがあって、それを改正すれば議員に払わなくていいよということだけは大丈夫なんですね。ということだけ聞いて。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 申し訳ありません。今、手元に規約のほうを持っていないので、回答は。

○2番（渋井由放） 小口局長に言ってもらっていいんだけど。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） それでは、ご指名でございますので、私のほうからお答え申し上げます。

こちらのほうの条例がございます。議会の議員、あと、組合長並びにその他の非常勤職員に対しまして、報酬が1本の条例で定められてございます。今、渋井議員がお話ししているとおり、条例を一旦廃止しまして、新たに2つ、議員報酬の部分の条例と、あと、組合長とその他の非常勤職員の条例のほうで1本制定すれば事足りるということになりますけれども、1つ懸案なのが、病院の運営委員会、議員活動に当たるかどうかというものの整理をしていただければできると私は思っております。簡単に言いますと、病院運営委員会に出席することは議員活動の中に入っているというふうに整理していただければ大丈夫だと思っております。

以上です。

○2番（渋井由放） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私から3点ほどちょっとお伺いしたいことがあります。

まず、一般会計歳入歳出決算書の10ページのほうに原子力発電所事故賠償金とございます。こちらの歳入のほうなんですけれども、総額で幾らまで頂けるのか、賠償金をいつまで頂けるのか、今までの累計は幾らなのかということをお教えください。

それと、10ページのほうなんですけれども、下のほうに、ごみ処理場のほうで、全国自治協会のほうの保険を使うとした火災保険料というのはこちらのほうで合っているのかということをお確認だけお願いいたします。

それと、最後に、主要施策の成果のほうで38ページです。病院のほうの外来なんですけれども、外科と皮膚科がすごく減っているんですね。人数ベースだと皮膚科のほうはかなり減っていて、コロナ禍で外科で手術ができなかったり、いろんな制限があるというのは分かるんですけれども、皮膚科がかなり減っているというのは何か要因があるのでしょうか。もしかしたら何か先生が替わったとかいろいろあったりするのか、そのところをお分かりになる範囲で教えてください。お願いします。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、荒井議員の1点目の質問にお答えいたします。

賠償金の歳入の件ですが、こちらについては原子力の事故についてということで、東日本大震災から始まったものでして、うちのほうで搬出しているばいじんが100ベクレルを超えた場合、この決算ですと、4月に超えておりました、4月、5月、6月の3か月分のばいじんの搬出が対象になっております。こちらについて、震災前の単価と現在の単価の差額が基本単価となりまして、掛ける、搬出した灰の量ということで、賠償金のほうが保障になっております。上限というのは聞いておりません。多分、請求したものについては全部入るものだと思います。なので、ベクレルを超えた場合該当になるということで、今後も発生すればそれが該当になるということになります。それ以外で放射能測定の委託を毎年度5

万5,440円かけて行っております。こちらについては、通常やらなくてもいい業務に当たりますので、毎年請求をしていただいているということになります。

保険に関してなんですが、火災保険。こちらは先ほど午前中説明しました共済保険、この中の当施設の分の保険料になってきております。し尿とごみ処理と両方施設別々に書かれていると思いますので、ということで両方の施設がそれぞれここに計上されているということでご理解ください。

○4番（荒井浩二） 全国自治協会のごみ処理の。

○議長（鈴木繁） 相対でのやり取りは避けてください。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 18ページに書かれているものはし尿処理施設の火災保険料、20ページに書かれているものはごみ処理施設のほうの火災保険料ということになります。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、外科に関しましては、コロナ禍で手術を制限したということもありまして、その術前後の外来の減少だと思っておりますが、減っているということだと思っております。そして、皮膚科も、ご指摘のとおり、今までかなり長い年月やっていただいたベテランの皮膚科の非常勤の先生がほかの地域で開業されるに伴って、そこに大学からまた来ていただいております。そういう状況だと思っておりますが、現在再び患者数が増えてきつつあると認識しております。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。賠償金のほうは、私はちょっと積算の、頂ける根拠を勘違いしておりました。教えていただいてありがとうございます。

あと、保険のこれが該当する全国自治協会の20ページの火災保険のほうで今回の収益が賄われたということです。

あと、病院のほうなんですけれども、私は村田先生も今の先生にもお世話になっているん

ですけれども、私はちょっと別な治療があつて、この間、自治医大に行かせていただいたんですけれども、うちの病院でも自治医大病院でも予約して行ったりするんですけれども、自治医大へ行って驚いたのは、予約したら本当に予約時間にぱっと診療していただいたというところがありまして、そういったところの改善とかというのはできたりするんですか。システムがそもそも、何かお金の取り方も違うと思うんですけど。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） なかなか週2回の非常勤の外来ということでして、非常に数多くこなしてはいますけれども、患者が非常に多くて、村田先生のとくにも午後6時、7時までという感じで申し訳なかったんですが、なかなか適正な数を適正な時間枠でこなしていくというか、予約の時間通りは非常に難しい状況でございます。これが常時、毎日複数名でまわしてございますので、ちょっとそれができないのかなと思います。なるべく予定どおりに予約が進むような形で何とか工夫はしていきたいと思つてはいますけれども、現在はそんなところではあります。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 先ほどの荒井議員のご質問ですが、火災保険については現在手続中でして、頂けるかどうかというのはまだ確定ではありません。ちなみに、昨年なんですけど、昨年もやはり落雷でシーケンサのほうで故障しまして、そちらのほうはこちらの保険で払った金額を全て収入のほうにいただいております。ただ、今回は1,000万円を超えるということで査定が必要になるというような話で聞いております。

以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 私は基金の話を知りたいと思つてはいるんですが、保健衛生センター施設整備基金が1億4,220万2,000円ということで、一般廃棄物処理施設整備基金が7億2,200万円弱ということなんです。昨年11月24日に示された保健衛生センター

の建て替えの費用なんですけれども、いわゆる大型焼却炉と、リサイクルセンターですか、合わせて91億円という数字を出してきたんですが、今後、合わせて9億円にならないような状態ですよ。だから、とてもじゃないけど、91億円。これはし尿処理施設は入っていない金額ですよ、91億円という数字は。そうしますと、保健衛生センター並びに一般廃棄物処理施設整備基金、これの積立て目標というんですか、それはどのぐらいを設定して、いつ頃までにそれを達成しようというような考え方なんですよ。当時、基金を設置をしたときと比べますと、東京オリンピック以後に工事費が大幅に引き上げられておりますので、前の基金設定価格ではとても足元にも及ばない、こういうふうになってしまうのではないかと。設備にあたっては、借金を当然認めていただけるといふふうには思うんですけれども、その他、病院の建て替え、大規模改修、こういうものも控えておりますので。これを見ますと、病院事業整備基金は決算年度末で見ますと3,300万円ということでございます。病院の場合には、言葉は悪いですけども、いわゆる収益の上がる施設ということで、かなり設備投資に対する借財が認められる施設だといふふうに私は思っているんです。そういう意味で、こんな少ない金額でも大規模改修といふのを打ち出してやることができるのかなといふふうに思うんですけれども、その辺、基金の設定目標、それと、それに向けての積立といえますか、それをどんなふうに考えているのか、説明をいただきたいと思います。

2つ目は、斎場でございます。斎場の使用は、令和3年度は759人ということでございます。私はここに書いてある数字で申しているんですけども、斎場に至るまでの案内といふか、それが極めて不十分ではないのかなと。過日、私の知人の方から指摘を受けたんですけども、斎場までお見送りに来られる方はかなり遠くから来る方が多いんです。それで、国道294号線を北上して、小川の左に行く案内を見失うと先に行っちゃうんですよ。だから、ナビに番号を入れて行けば間違いはないのかなとは思いますが、やはり遠くから来られている方にも、ああ、斎場はこっちにあるんだなというのが分かるような案内が必要ではないのかなといふふうに思うんですけれども、大分古い案内でございますので、ぜひとも改修していただきたいと思うんですが、そういう考えがあるかどうか。

私のほうからはその2点でございます。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） ただいまの平塚議員の質問についてお答え申し上げます。

まず基金なんですけど、一般廃棄物処理施設のほうを改修する話が上がってから、毎年、9、

000万円の積立てをしております。最初の計画ですと、今でいうと令和9年稼働という目標の中、毎年9,000万円を積み立てているところです。一遍に出す可能性があらうかと思えますけれども、基本的には、補助金プラス、自主財源もそうですし、あとは起債を合わせて支払うというような形で、この基金に関しては一般財源の中に充当するというような考えでおったということでもあります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 斎場に関する質問にお答えいたします。

道案内が分かりづらいということかと思うんですが、今年度、そういった案内看板等の設置の予定は今のところございません。ただ、ご意見をいただきましたので、まずは調査したうえで、どのくらいできるかという部分について、今年度の予算でどこまでできるのか、あるいは来年度の予算でというようなことになるかもしれませんが、まずは看板のほうを調査のうえ、考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 基金でございますけれども、先ほども指摘しましたが、毎年9,000万円の積立てをすると。こういう計画を立てたときの工事費というのは、91億円という金額ではなかったときの数字なんです。改めて去年11月24日に我々広域の議会に、大型焼却炉と大型リサイクルセンターを合わせたものを造る場合に91億円という数字を、私どもがあれしたんじゃなくて、執行部が出してきたんですね。そういう意味で、果たして毎年9,000万円で令和9年度稼働ということが可能なかどうか。そこら辺はどう考えていますか。

それと、病院についてはある程度基金は必要だとは思いますが、私の認識が間違っていれば指摘してもらいたんですが、収益の上がる施設ということで、建設に対する借金ですか、それを多額に認めていただけるという発想でよろしいのでしょうか。

その2点、もう一度確認しておきたいと思えます。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） それでは、平塚議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、91億円の事業費をベースとして、当初9,000万円の積立ての金額を設定したということではないというふうには聞き及んでございます。ですので、実際の繰入金に対する基金の額にいたしましても、市・町の財政部局とすり合わせないことには私のほうも何とも言えませんので、来年度に向けて調整させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 平塚議員のご質問で局長のほうで回答した部分であるんですが、補足ということで、91億円ということで計画を出させていただきました。全額が対象になるかどうかはこれから確認してみないと分からない話ではあるんですが、3分の1は環境省の交付金があたります。残った3分の2についても、90%と、75%ということで一般廃棄物の処理事業債を充てられます。そちらについても、後年度50%は戻ることになりますので、そこら辺の計算を進めていけば最終的に市・町で負担する金額が出てくるかと思えます。

○議長（鈴木繁） 医事課長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 平塚議員から収益が上がる施設、病院ということですが、もちろん令和元年度に大規模改修に向けての計画書を作成しまして、引き続きそこについて、1つには透析病床の増床ということも含めて収益を上げていって、病院建設への黒字化について説明しておりますので、引き続きそちらのほうで進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑ありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 私、いつも質問が多くて申し訳ないと思っています。前もって事務方さんのほうにはお渡ししておりますので、簡潔明瞭なご答弁をいただきたいと思っております。主要施策の成果から決算書を合わせて17項目ほどございます。

まず、主要施策の成果の5ページに、これは総務関係のほうで人事評価を実施したとありますね。当然、地方公務員法の中では人事評価はやらなければならないと法律で決まっているわけなんです、今回評価した結果、どうであったか。さっき議案第4号の降給、給料を減らす条例が議決されましたが、そこでは6段階でしたか、降格がありましたか、それらに該当するものがそれぞれ何人ぐらいあったかをお伺いしたいと思います。

次に16ページです。業務委託ですね。これはPFI方式導入可能性調査業務委託料として1,056万円。去年もごみ処理の調査委託で同じ金額を払ってあるんですが、今回はこれだけの委託料を支払って、どのような調査結果が生まれて、これからどうこれを生かそうとしているのか、お伺いをしたいと思います。

次に21ページです。ここに布団類は333トン処分したと。それで、費用が1,465万8,000円を要したとありますね。それで、そのほか、資源ごみの中に衣類も251トンあるわけなんです、実際は資源ごみとして衣類を集めても、これは売却ができなかったんですよね。この衣類を全部売り払っていないような気がするんですが、この処分料はどのような方法を取られているのか、お伺いをしたいと思います。

今度は26ページの消防関係なんです、救急車の件です。救急車で患者を乗せても、搬送先まで、受け入れる病院を見つけるまでになかなか時間を要するというような話を聞いていますが、実際に患者の待ち時間というのはどのぐらいになっているのか、お伺いをしたいと思います。

次に36ページ。この表を見ますと、入院診療の内科なんです、2万5,542人、外来が2万2,208人です。これはコロナの患者というのがこの中に入っていると思うんですが、コロナの患者というのは何人ぐらいここに含まれているのか、お伺いをしたいと思います。

次に43ページから44ページで、病院のこれまでの収支の表、グラフになっていますが、これはだんだんゼロに近づいていきますね。今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

次に決算書からお伺いします。決算書の8ページです。消防費補助金116万5,000円と歳入があるわけなんです、これは全然予算にはなかったものが入ってきたようですね。この中にはコロナの患者の搬送補助金みたいな、そういうものが入っているのかどうか。また、これは全く別だと。これは静岡のだったんですね。分かりました。だとすれば、コロナ患者搬送のための特別のこういった交付金というのは国からも県からもなかったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に10ページ、これは荒井議員が先ほど質問したんですが、原子力発電所の事故の賠償

金です。私は7、8年の統計を取ってあるんですが、平成28年の頃は年間2万6,000円ほど支払いしました。しかし、去年が5万5,000円、その前の年も6万9,000円と、私、去年か一昨年聞いたところ、もう間もなくおしまいですというような回答だったと思います。ところが、令和3年度で89万8,000円とまた増えたわけなんですね。これは100ベクレルを超えたものが補助の対象になるということですが、令和3年度は89万8,000円と増えたわけなんです、なぜこれほど放射能を含んだ物質が増えたのか、このことについてお伺いをします。

次、16ページ、火葬業務委託料です。しばらく前から斎場のほうは業者の方をお願いしているわけなんです、委託料が1,611万5,000円というんですね。これは前年も同じ。そうしますと、これは月割りにしますと、134万3,000円かかっているわけなんです。今、斎場の使用率というのは何日ぐらいなのでしょう。そもそも、私、これは高過ぎるのではないかと思います、この算出基礎についてお伺いをしたいと思います。

次に一般会計の16ページです。これは16ページ、20ページ、22ページと、それぞれ工事請負費がありますね。これは合わせれば1億3,000万円を超えるんですが、設計委託料というのはどこに含まれているのでしょうか。誰が設計をし、誰がその内容をチェックし、発注しているのか。このことについてお伺いします。工事支援業務委託料というのが委託料の中にありますが、これがそうなのでしょう。だとすれば、工事の設計をされた業者と受注業者との関係では何か関わりを持っているのかどうかについても併せてお伺いをしたいと思います。

次に、24ページに、訴訟事務委託料768万9,000円を支払っているわけ。私、昨年の4月に臨時会を開いて、そのときに700万円ほどの弁護士費用が必要なんだということで議決をした記憶がありますが、そのときに契約金は900万1,000円だというように私は記憶しているんですよ。これは私の記憶違いかどうか分かりません。記憶どおりだとすれば、弁護士に払う費用はあと130万円ほどで済むわけなんです、このことについてお伺いをしたいと思います。

次に26ページの消防費の中で、消防署内のエレベーターがありますね。この点検委託料が53万7,000円かかっているんですが、エレベーターの保守点検委託料以外に何か費用もかかっているのかどうか。それと、エレベーターの耐用年数というのは何年ぐらいを見ているのか、お伺いしたいと思います。

次に、病院会計で4点ほどお伺いします。まず、1ページの中の収入。医業外収入が5億1,400万円ほどありますね。これは予算の3億4,600万円より大幅に増額になっているわけなんです、これはコロナ関係の県補助金なのでしょう。25ページを見ますと、

1億6,800万円ほど補助金がありますが、これがコロナの補助金なのかどうか。それで、県から頂いたコロナ関係の補助金、これは何に使ったのか、主なものについてお伺いをしたいと思います。

次に、3ページに看護師の長期貸付返還金というのがありますね。172万円です。これは先ほどの説明では2人分が返還になったということなんですが、去年も4人ほど返還になりました。これは返還に至る理由ですね。私、奨学金といいますか、これを貸し付けて看護師さんになってもらったんだからここの病院で働いてもらいたいところなんですが、なぜ返還までしてこの病院に勤務しようとしめないのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

次に、4ページに、投資で看護師修学資金ですね。これは予算が504万円でした。しかし、執行が158万8,000円で、残金が345万2,000円。これはなぜ見積もった人数が少ないのでしょうか。応募者を募る、その努力が少なかったのかなという気もしますが、この辺の事情についてお伺いをしたいと思います。

最後にもう1点です。16ページです。年度末の病院の職員が172名、そのほか会計年度任用職員が47名の体制で今現在病院を運営しているわけなんですが、病院の適正な職員数というのは何人ぐらいなのでしょう。職員の確保につきましては、先ほど監査委員からも指摘されているところではありますが、この辺のところについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 私のほうから、総務課に関する分をお答えさせていただきます。

まず、人事評価の結果という質問でございますけれども、人事評価につきましては、午前中の条例改正の中で若干説明いたしましたけれども、能力評価、業績評価という部分で評価をいたしまして、結果を出すわけですが、全職員、正職員を対象に実施されております。評価の結果でありますけれども、先ほど議員が申し上げた6段階という評価は来年度からになりますので、今年度までは5段階の評価で結果を出しているものになります。具体的には、S、特に優秀、A、通常より優秀、B、通常、C、通常より物足りない、D、はるかに及ばない。S、A、B、C、Dという5段階での評価となっております。評価の仕組みなんですけれども、こうやって5段階を並べると、Bの真ん中が通常の基準なのかなというふうに感じるんですが、実際はAを基準として、それに対してどの程度達成しているのか、上回っているのかというようなのが評価のつけ方になります。そういう仕組み上、どうしてもAを超

えて特別評価が高いとか、特別評価が低いというのはなかなかつきづらくて、結果といたしましては全職員ともBの通常というようなことで収まっております。

続きまして、決算書の火葬業務委託料に関する件でございますけれども、この火葬業務委託につきましては、3か年の長期継続契約によって実施しております。それによって決算額は前年と同額という意味でございます。斎場の使用日数でありますけれども、1年365日のうち、友引の日は火葬を実施しておりませんので、昨年度は友引の日が61日ありました。それを控除しますと、304日ということになっております。委託料の積算等についてのご質問もありましたけれども、委託業者につきましては、プロポーザル方式で審査会を開きまして、応募のあった業者から優秀な内容のものを選定しているものでございます。積算の主な内容ですけど、ちょっと今、細かい資料はないんですが、基本的な考え方として、人件費と維持管理に関わる諸経費という形になるかなと思います。人件費の部分ですけれども、受付業務に2名、火葬業務に2名、計4名の職員が常駐しております中で、年間1,600万円という金額についてはおおむね適正なのではないかなとは感じております。

続いて、決算書16ページの工事請負費になります。設計委託料についてという質問でございますけれども、斎場に関する工事につきましては、職員が設計をしておりますので、委託料のほうは発生しておりません。各種の資料を集めたうえで、職員のほうで設計額を算出しております。

以上であります。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 私のほうからは、中山議員の質問に対しまして、訴訟事務委託料の件についてご説明申し上げます。

まず、先ほど出てきた900万1,000円という額でございますけれども、その中身につきましては、令和3年度当初予算計上、委託料でございますが、こちらが109万6,000円でございます。それで、昨年4月7日に臨時会を開催させていただいて、その際、補正第1号で計上いたしました委託料が790万5,000円。それを合算すると、900万1,000円となっております。この900万1,000円につきましては、債務負担行為を組ませていただいたということもございます。ですので、900万1,000円というのはあくまでも支出予定額としての上限額ということでご理解いただければなど。その後、補正第2号、これは今年の2月でございますけれども、その委託料をまた事業費精査をした結果、100万円を減額しますと、800万1,000円。その800万1,000円か

ら9万円を21節に流用したということで、最終的な予算現額が791万1,000円と。こちらの決算書の24ページにあるように、予算現額が先ほどの数字。最終的な執行残は予算現額から決算を引いた額の22万1,471円ということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 中山議員のご質問の保健衛生センターと施設整備費に係る部分についてご説明させていただきます。

まず、主要施策の16ページ、業務委託の件ですが、こちらのPFI方式導入可能性調査については、一般廃棄物処理施設を建設する際、交付金を申請する際、こちらの調査をやるということが受付の要件となっておりますので、交付金を利用されることについてはこちらの調査はどこともやっていることかと思えます。内容につきましては、簡単にいいますと、自前でやったほうがいいのか、それとも民間に委託したほうがいいのかという調査になりました。当組合の結果としては、DBO方式、いわゆる設計、建設、運営委託をしたほうが良いという結果になっております。

続きまして、21ページの件であります。まず主要施策の成果19ページをご覧ください。こちらの②搬入実績のAに、令和3年度のごみ搬入実績がございます。その中に、粗大ごみという項目があるかと思うんですが、布団類についてはこの粗大ごみの中に量としては含まれております。その下、資源ごみの内訳については21ページがございます。衣類ということでこちらに書かれているかと思うんですが、先ほどおっしゃられましたように、昨年度までは有償でしておったんですが、今は焼却を依頼しているということで、21ページの3番、布団類の処分の中に衣類の処分も含まれております。

続きまして、決算書の10ページ、原子力発電所の事故の賠償金ですが、これも推測になってしまうんですが、屋外に置かれていた粗大ごみとかが搬入されて、そちらを燃やした結果、灰のほうに影響が出たという推測になってくるかと思えます。去年は出ていなかったかというのはちょっと調べてもなかなか難しいので、搬入されたごみによってやっぱり灰というのは影響を受けてきますので、考えられるとすれば、そういうことが考えられると思います。

続きまして、決算書の20ページと21ページの工事請負費についてなんですが、先ほども御説明したかと思うんですが、業者から見積りをいただきまして、それをもって職員が設計書をつくっております。その設計については支援業務で契約をしております全国都市清

掃会議のほうに審査を依頼しておりますので、全国的に見ても間違いのないような数字で設計ができていると思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） それでは、施策のほうの26ページにあります救急車の件ですが、搬送先の患者さんの待機時間ということでございますが、ご存じのとおり、救急車は、現場に着きまして、患者に接しまして、その後、現場で処置をいたします。かなりの時間を要する場合もございますし、交通事故等、転落事故等に関しては救助の時間もかかりますので、一概には言えないんですが、かなり時間がかかる場合もございますとともに、すぐに搬送できる場合もございます。状況によってかなり異なるんですが、ちなみに、救急車が現場到着して、サイレンを止めて停車してから、サイレンを鳴らして出発するまでの時間は、令和3年度が平均14.8分、最長が80分、短いので2分。今年度に入りますと、平均は同じ14.8分なんですが、最長が93分、最短が3分という結果が出ております。処置が終わりまして、心電図モニター等を装着して、その結果を病院の医師に伝える時間が、処置が終わってから電話をかけますので、医療機関問合せ時間は、令和3年度が4.2分、最長は45分かかっています。最短は1分です。今年度に入りますと、平均が5.0分、最長が77分かかっています。最短は1分です。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） では、病院のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、主要施策の成果にありますコロナ感染者数でございますが、まずその前に検査の状況でございますが、那須南病院、昨年度はPCRと抗原定性検査合計で4,999名実施いたしました。ご質問がありました当院で対応した患者数でございますが、入院に関しましては43名、外来に関しましては433名の患者様を診察したところでございます。

続きまして、今後の見通しでございますが、令和3年度におきましては、新型コロナウイルスに係る国・県の補助金、協力金で1億6,470万7,000円の収益があり、純損失は昨年度と比較して9,571万8,000円減少し、改善したところでありますが、令和4年度はコロナ協力金の支給要件の見直しにより、対象が絞られることになっております。昨年

度は外来患者数も増加し、コロナ禍以前に回復する傾向もございましたが、今後、経営状況は厳しいものと考えていますので、職員一丸となり、経営改善に向けて進めてまいりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、病院会計決算のほうで、新型コロナウイルスに係る県補助金とその使途についてでございますが、議案書5ページ、損益計算書の一番下にあります補助金の内訳であります。新型コロナウイルス感染症に係る補助として、患者を受け入れるために休床した病床に対する補償で9,010万7,000円、患者受入れに伴う協力金として6,678万3,000円、その他消耗品等の補助として781万7,000円で、合計1億6,470万7,000円が支給されております。消耗品等の補助につきましては、消耗品等に充当しております。また、休床病床への補助並びに患者受入れの協力金は、本来は入院収益の減に対する補償等となりますので、入院収益と同等に取り扱っているとお考えいただければと思います。なお、残額の367万7,000円は、へき地巡回診療事業と病院内保育所運営費となっております。

続きまして、長期貸付金返還金でございますが、令和3年度は2名から返還となっております。返還の理由でございますが、あまり詳しくは聞くことはできないんですが、家庭の事情ということで確認しているところでございます。

続きまして、看護師修学資金についてでございますが、158万8,000円。内訳としまして、看護師修学資金として1名分84万円、看護師資格取得修学資金として1名分74万8,000円を支給いたしました。看護師修学資金に応募が少なかった理由ですが、まず、学生への周知ですが、近隣の県内9高校に対し修学資金制度の案内を送付し、学生に対し周知の依頼を行っているところでございます。また、例年ですと、高校生を対象に夏休みにふれあい看護体験学習を開催しているところですが、令和3年度はコロナ禍により開催を見送ったうえ、烏山高校で実施している烏山学を实地にて受け入れ、対面で説明しているところも、令和3年度はリモートになってしまい、制度の情報が伝わりにくかったものかと考えております。

次に適正職員数についてでございますが、病院の職員の定数は条例では178名となっております。適正職員数となりますと、具体的な数字はお示しすることができないんですが、一時的ではありますが、コロナ禍の影響もあり、コロナ患者への対応、PCR検査、予防接種など業務量が増えているうえ、職員並びに職員の家族等が、コロナ陽性や濃厚接触者となることにより休暇を取る者がおり、出勤可能職員への負担が増えている状況であります。一方、令和5年4月採用職員として、看護師、看護助手、薬剤師、社会福祉士を募集したところですが、看護師1名の応募のみで、人材確保に苦慮している状況でございます。また、令

和6年度より医師の働き方改革が始まることにより、時間外労働の規制等により医師の増員が必要となることも考えられますが、派遣元である大学との調整も必要となることから、今後、検討、調整が必要となってまいることをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 中山議員のご質問で、一般会計決算の8ページになりますか、消防費補助金についてですけれども、これは先ほど説明があったとおり、全て緊急消防援助隊活動費負担金となっております。そして、コロナ患者の搬送補助金があるかというご質問なんですけれども、消防に対しては一切ございません。

続きまして、26ページの点検委託料、エレベーターの件ですけれども、点検委託料以外にかかった経費はあるかというご質問に対しては、令和3年度はかかった費用はございません。電気代程度でございます。耐用年数についてですけれども、一般的に25年から30年でリフレッシュ工事が必要と言われております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） もう一つ落としちゃったんでしょうかね。いっぱいありましたから。質問項目の3番目の19ページの焼却炉の件です。これだけ私は申さなかったのかな。ここでは順調に稼働しているということになっていますね。主要施策の成果。ところが、監査委員さんの意見のほうでは、延命には限界があるわけなんです。もうこれは毎年毎年修理をされているわけなんです。ならば、修理を重ねて、このし尿と焼却があと何年可能なのか。これをお伺いしたい。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 主要施策の成果の19ページの質問にお答えいたします。

何年持つかということはここではちょっと申し上げられないんですが、現在の焼却施設については次期焼却施設が稼働するまでは使用していく考えであります。老朽化が進んで

おりますので、修繕費は年々増えることが予想されております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） そうしますと、修理費を重ねれば今から5年でも10年でも使用可能だと、そう理解してよろしいのでしょうか。

それと、先ほど答弁いただいた中で2つお伺いをしたいんですが、一番最初の人事評価の件です。これはやっぱり課長が部下を評価しますというのは非常に難しいと思います。仲間意識でもって。だから、みんな同じような、一律にしてしまっているのではないかな。これでは意味がないと思うんですよ。これは評価した後、正副組合長さんがきちっと確認をしていただきたい。良い職員は良い、駄目な職員は駄目、というですよ。これは評価をし、そのような格付をしなければならないことに地方公務員法でなっていますので、これは、課長さん、きちっとやってください。

それと、斎場の委託料1,811万5,000円、もうこれは高いんじゃないかと言ったら適正な価格だというような答弁なんですが、よその斎場ではどのぐらいなのか、幾らぐらいで年間業務委託をされているのか、この辺のところを検討したことがあるかどうかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） では、中山議員のご質問にお答えいたします。

まず、人事評価の件でありますけれども、先ほどちらっと申しましたけれども、評価の基準につきましては、一応Aというのを基準に置きます。いわゆる優秀な職員というのを基準にするわけですね。その優秀な職員。私を例にとりますと、課長であれば、課長に求められる能力、課長としての役割を果たしているか、それができるのが優秀な職員という設定がございます。それに対して、おおむねそれができているという判断が通常ということでのBになります。ちょっと足りないなというのがCで、全く駄目というのがDであります。一方、優秀な職員としての職員と大きく上回るものがSということで、そういう仕組み上、どうしてもBに偏ってしまうというような仕組みであります。議員が危惧するような、一律に全部そろえているというような意識が働いているわけではございませんので、それはちょっと

ご理解いただければと思います。

それと、火葬業務の委託料でありますけれども、他のところの比較という部分でご質問かと思えます。こちらにつきましては、具体的に資料はお持ちしていないんですけれども、プロポーザルの審査会をするたびにその辺の資料は集めまして、参考としているところでございます。斎場の運営につきましては、当組合のように業務を委託しているもの、指定管理を行っているもの、あるいは直接運営しているものと、いろんな運営形態がございますので、一律にどうかと言うこともできませんが、そろえられる範囲で資料をそろえて、あとは提案があった業者の中から優秀なものを選んでいただいております。もちろん、審査の項目には金額というものがあありますけれども、それだけではなくて、斎場という性質がありますので、いかに御遺族の方の心情に配慮した対応ができるかなど、そういったことに重きを置いて審査のほうは行っております。

以上であります。ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、中山議員の最後の質問にお答えいたします。

修繕を重ねれば何年可能かというところですが、毎年、定期改修工事を行い、その年度が焼却がスムーズに行くような形で工事はしております。とはいえ、いつ、どういった形で故障が発生し、どのぐらいの費用がかかるかというのはちょっと予想はできませんので。先ほどの渋井議員の質問にあったかと思うんですが、点検というものを行っておりまして、今年度行った点検の中で来年度はここを改修したほうが良いよというような提案を受け、それを毎年繰り返して行っているというような状況で現在焼却施設のほうは稼働しております。ご理解いただけますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

瀧田代表監査委員におかれましては、ここで退席となります。今回、決算の審査から報告に至るまでご尽力をいただき、感謝申し上げます。大変ご苦勞さまでした。

再開は14時40分といたします。

【休憩】（午後2時31分）

【再開】（午後2時40分）

◎日程第11 議員の派遣について

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

日程第11 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第120条の規定により、一般廃棄物の中間処理等に関する現地調査のため、令和4年10月26日から27日までの2日間、神奈川県高座清掃施設組合及び静岡県伊豆の国市に議員全員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第12 一般質問

○議長（鈴木繁） 日程第12 一般質問を行います。

一般質問の時間は質問・答弁を合わせて60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますのでご了承願います。

では、通告に基づき、10番、平塚英教議員の発言を許可します。

平塚英教議員。

〔 平塚英教議員 登壇 〕

○10番（平塚英教） ただいま鈴木議長の発言の許可を得ましたので、平塚英教の9月定例議会の一般質問を行いたいと思います。

まずは循環型社会形成推進地域計画の推進について、お尋ねいたします。

令和元年12月にまとめられました広域行政の循環型社会形成推進地域計画は、国の容器包装リサイクル法に従って、プラスチック製容器包装分別収集の検討を掲げております。この計画は令和6年までの5年間の計画でございますが、これを具体的に推進するに当たって、広域行政、構成市、そして町のそれぞれの分野において、これまでどのような協議、対策が検討されてきたのか、まず、お尋ねするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） プラスチック製容器包装分別収集についてのご質問にお答えいたします。

現在、那須烏山市・那珂川町において、プラスチック製容器包装の分別収集は行われておりませんが、循環型社会形成推進地域計画におきましては、議員ご質問のとおり、分別収集について検討を進めることとしております。

検討の状況ですが、令和3年度に市・町・組合で構成する環境衛生部会において、本件に対し協議を行いました。この中で、プラスチック製容器包装の分別収集を実施した場合、現在のごみの収集体制や処理体制に影響が出ることが確認できましたので、今後、県や他市町等の状況を調査のうえ、実施の時期や手法等について検討していくこととしておりますので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 南那須地域循環型社会形成推進地域計画ということで、構成市町の那須烏山市・那珂川町、南那須地区広域行政事務組合、この3者によって、令和元年12月に策定したものでございます。

今回は、令和7年3月31日、つまり令和6年度までの5年間の計画ということでございまして、これ以後、また令和7年度から11年度までの5年間の計画を次期策定する予定だと、こうなっております。そして、必要な場合には、この計画を見直すとされております。問題は、ごみの減量化、資源化の推進と施設の適正な維持管理に努める、環境への負荷の少ない効率的な廃棄物処理を推進していく、こうなっているわけですが、さっきの決算の中でも申し上げましたように、ただいま稼働しております衛生センターの処理場、これをし尿処理を別として、大型焼却炉とリサイクル推進のための施設を設置するのに91億円というような数字が出ているわけでありまして、こういう建設費を少しでも抑えるためにも、ごみの減量化、資源化をそれぞれの分野で本格的に推進していく必要があるのではないかなと思います。

それで、具体的なそれぞれの中身について、推進するための施策が出されておきまして、23番目にプラスチック製容器包装分別収集の検討と書かれております。分別収集の検討を進めていくということで、これは構成市町、そして組合となっておりますので、この5年間で進めるということですが、先ほどの組合長の答弁では、プラスチック製容器

包装分別収集の検討というのが全く具体的になっていない。これでは、まさに絵に描いた餅ではないか。やはり、事業を進めるに当たっては、理念はもとより、きちんと目標を定めて、そして、実際にどこからこれを進めていくのか、こういうことを明らかにしなければ、住民の皆さんも、なかなかそれに納得し、参加する、こういうふうにはならないのではないかなと思うんですが、その辺、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 平塚議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、容器包装リサイクル法で対象としているのがガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールとなっております。その中には、特定の部分としてプラスチック製の容器包装ということですが、こちらについて、今年度4月からプラスチック資源循環促進法も施行され、企業でも取り組む義務が課されております。市、町においては、市の企業ですね、再資源化に向けて、分別収集をし、再商品化する義務が課されております。努力義務ではあるのですが、そういったものも踏まえ、今後、市、町で取り組んでいく課題だと考えております。先ほど組合長の答弁でもありましたように、環境衛生部会で今後、企業とか県とかの動きを見ながら、他に遅れることのないような形で対応していければと考えてはおります。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 国のプラスチック容器包装リサイクル法でございますが、きちんと分別収集をすれば、それを買い取るというか、買い取っていただくルートに乗せられるんですよね。それをすれば、ごみの大幅減量化につなげることができるということでございますので、これをホームページ等に、その前に、構成市町と組合で、今年はいわゆる4年度で中間年度に当たるわけですが、ある程度、計画をまとめて、市民の皆さんに協力いただく、そういう周知をする期間をつくって、そして、本格的にプラスチック容器の分別を徹底して、そして、買い取っていただくルートに乗せられるような方向に持っていく必要があるのではないかなと思うのですが、もう一度、ご回答いただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの質問に答えさせていただきます。

以前、別の議員の方からのご質問で、県内でもプラスチックの分別に取り組んでいる自治体はございます。広域で取り組んでいるところはないのですが、町単位、市単位で取り組んでいるところはございます。拠点回収ということで、今、拠点を決めて、そこにいつでも持ってこられるような形で回収をし、民間の事業者に分別とか保管を依頼し、その後、出しているということではありますが、費用的にはかかるという情報がある中で、環境衛生部会の中で検討した結果、まだちょっと取り組む段階ではないというような結論ではありましたが、議員がおっしゃるように、これから、ごみの減量化とか、積極的に進めなければいけないと考えておりますので、さらに環境衛生部会の中で、再度、そこら辺も加味しながら、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そういうことで、なるべく循環型社会、SDGsの流れに乗せる必要があるのではないかなど。結局、ごみをきちんと分別、収集をやらなければ、自然に放り投げられてしまって、それが自然界に大きなダメージを与えるんですね。これは海のごみ問題を見ても明らかでしょう。そういう点で、できるところからきちんとやっていくということが必要でございますので、しっかりと組合と構成市町で話し合っ、プラスチック製容器包装分別収集をどのように進めるかという計画をつくっていただいて、そして、いわゆる住民、市民の皆さんに周知徹底を図るということで、この年度、令和7年3月31日までには少なくともそのルールに乗せる、こういうことで進めないと、何のための計画だかわからなくなっちゃうので、そう思うんですが、最後にもう一度、ご答弁いただけますか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 議員のおっしゃるとおりであります。令和7年からの新しい計画には、きちんとした形で盛り込めるように検討を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番(平塚英教) 続きまして、循環型社会形成推進地域計画の中で、施策の21番目でございます。雑紙(ザッシ)の分別収集の推進というのが出されております(「ザツガミ」の声あり)雑紙(ザツガミ)というんですか、雑紙。雑紙の分別収集の推進というのが出されておまして、収集対象の周知を図り、収集方法の充実を検討するとなっております。これは組合ではなくて構成市町となっておりますが、当然、雑紙の問題についても、広域でも関係してくるのかなとは思いますが、なるべく、いわゆる市町で雑紙の分別収集が徹底できれば、広域に持ってこなくても、それをいわゆるどこかの販売ルートに乗せて資源化に持っていくことができると思うんですが、実際には、今、雑紙の収集については広域行政で、衛生センターで扱っておりまして、この収集保管場所をどうするのか及び雑紙の中に異物混入がないような手だて、こういう方法を進める必要があるなと思うんですが、それを進めるための新たな具体的推進方法を検討されているかどうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長(鈴木繁) 組合長。

○組合長(川俣純子) 雑紙の分別収集についてのご質問にお答えいたします。

雑紙につきましては、循環型社会形成推進地域政策において、分別率を高めるために、収集対象物の周知を図るとともに、収集方法の拡充を検討することとしております。ご質問の収集保管場所につきましては、現在の場所を活用する考えでおります。異物の混入につきましては、住民の方々にいかに分別していただくかに関わっておりますので、那須烏山市・那珂川町において、ごみの分け方、出し方について、冊子やリーフレット等が作成、配布されておりますことから、引き続き周知を図っていただくほか、組合においても広報紙等を通じて周知が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。今までも何度かこの質問はいただいておりますので、対応させていただいた分別方法が今回雑誌に載せられることになりましたので、だんだん周知ができてきているのかなと思います。また、番組等でも取り上げていただいておりますので、そういう意味での周知も図られてきていると思いますので、十分にこちらのほうもできてきたら、速やかに進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(鈴木繁) 10番、平塚英教議員。

○10番(平塚英教) ぜひ、循環型社会形成推進地域計画に沿って、プラスチック製容

器包装分別収集と合わせて、雑紙の分別も、地域住民、市民の皆さんのご協力をいただけないと進みません。そういう意味では、広域行政も含めて、市や町のホームページでも、具体的にこういうふうに協力してほしいというのを徹底していただきたいと思います。

次、2番目の質問に移りたいと思います。保健衛生センターの焼却灰・焼却残渣の分別収集について、お尋ねいたします。

保健衛生センターの焼却灰・焼却残渣につきましては、ほかの自治体の最終処分場に搬出業務委託をしているのが実情でございます。この焼却残渣がどういうものなのかというのを見るために、那須烏山市の議員有志、そこにいらっしゃる渋井議長と私と小堀道和さんと3人して、衛生センターで焼却している1日分の焼却残渣1,100キロ分のふるい選別作業を3月25日に実施したわけでございます。半日以上かかりましたけれども、十分、磁石類等も使って選別しましたが、選別は可能でございます。塩谷広域行政組合においては、焼却灰・焼却残渣を選別して、そして建設資材を製造する業者に安価に売って、処理を依頼しております。南那須広域行政においても、ぜひ、焼却灰・焼却残渣の選別をして、そして、安価で買ってくれるところに処理を依頼する方法を検討されてはいかがかと思うんですが、これについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 焼却灰・焼却残渣についてのご質問にお答えいたします。

昨年9月定例会の渋井議員の一般質問の中で、ご要望に応える形になったと思います。本年3月に議員3名による焼却残渣の選別作業を実施できるよう対応させていただきました。各議員の廃棄物行政、保健衛生センターにかける熱意と行動力には敬意を表するものであります。誠に疲れさまでした。

さて、保健衛生センターの焼却炉であります。流動床式と言われるもので、炉内に砂を躍らせて焼却を行い、主灰はあまり出ない方式のものであります。一方、塩谷広域行政組合におきましては、ストーカ式と言われる焼却炉を設置しており、こちらは流動床式に比べて主灰が多く発生する焼却方式でありまして、この主灰の処理を建設資材を製造する業者に委託しているものであります。

議員に選別作業を行っていただいたものは、保健衛生センターでは瓦礫類としているもので、砂や欠けた瓶・瀬戸物・鉄類など、様々なものが混在しております。自ら体験され、ご存じかと思いますが、それらを選別して処理することは大変な労力が必要であり、また、相応の費用もかかると思われておりますので、今後、費用対効果を含めた検討をしていきた

いと考えておりますので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 広域行政炉の1日分の焼却残渣、1,100キロでございましたが、これを磁石類等で鉄類が大体その中から40キロ、それで、その他の金属、非鉄金属というんですけど、それが40キロ、また、硬貨が4,100円ありました。お札は燃えてしまったんじゃないかなと思われるんですが、それで、非鉄金属については、銅スクラップについては、今、1キロ1,000円というのが相場価格だそうです。それが40キロですから、250日、衛生センターの焼却炉で稼働すれば、約10トンの非鉄金属が取れるんじゃないかなと。そうしますと、単純計算ですが、1,000万円の費用をそこで浮かせることができる。したがって、分別をする際に、我々は10ミリ、10ミリのふるいでふるって選別をしたんですが、磁石を使って選別する、そういう作業も、いわゆる人手が必要ですよね。その人手の雇用の方もできるということで、非常に有効ではないかと。残った灰については、トン当たり1万8,000円、消費税別ですから約2万円弱で売ることができるんです。現在、広域行政が他の自治体に持って行って売っている費用はトン当たり3万4,500円と聞いております。そうしますと、約半分までいかないけれども、相当、金額を圧縮することができるんじゃないかと考えますので、なるべく、言われるSDGs、循環型社会に適應できるように進める必要があるのではないかなと思うんですが、そういう点で、ぜひもう一度、焼却残渣の分別をして、売れるものは売る、そして、そういう作業をするための雇用の場も増やすということで進めていただきたいと思いますと考えますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 平塚議員のご質問にお答えいたします。

うちのほうで調べたのと平塚議員の発言に食い違いがありましたので（「あ、そうですか、ごめんなさい」の声あり）訂正というか、うちのほうで確認した情報だけをお伝えいたします。

塩谷広域では、トン当たり約2万円を支払って処理した（「あ、支払って処理しているんだ」の声あり）と聞いております。（「うん、そうだよ」の声あり）当組合は1トン当たり、おっしゃるとおり、今、約3万6,000円、塩谷のほうと1万6,900円の開きがありま

す。その中で、分別作業とか、そういったものができるかという話になるんですが、今言った3万6,000円の中には全て衛生センターから持っていく運賃とかも含まれておりますので、そういったものも引かなければならないかなと思います。

先ほど、鉄のほう売れるという話ではあったんですが、焼けた鉄は販売はできないということで確認ができておりますので、あそこに出てきたもので有価物は焼けたお金だけになるかと思えます。作業されてご承知のように、そういった作業が必要になったうえの灰なんですけど、1日当たり約2トン出る中から100キロ出るか出ないかということで確認を取っておりますので、今後、その辺を検討して、どちらがいいかということで、具体的な数字を出してお示しできればと思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 大変失礼しました。2万円もらうんじゃなくて、2万円払うのね、すみません。ただし、実際に今現在はトン当たり3万5,000円近く払っていますよということでございます。ぜひ、なるべく循環型社会に対応できるように、その辺もご検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、障害者活躍推進計画及び障がい者優先調達推進の実施について、お尋ねいたします。広域行政の適正な人材の配置につきましては、今後、人材を確保するために、現在の統一試験による採用だけではなく、個別試験など独自の採用方法を検討すると、8月10日の議員懇談会の中で執行部から説明があったところであります。広域行政のホームページには障害者活躍推進計画が見当たりませんが、広域行政における障害者活躍推進計画は策定されているのかどうか、お伺いしたいと思います。現在の広域行政の障がい者の雇用状況と今後の進め方について、ご説明をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 障害者活躍推進計画についての質問にお答えいたします。

障害者活躍推進計画につきましては、令和元年に改正された障がい者の雇用の促進等に関する法律により作成しなければならないこととされておりますが、当組合におきましては、国の定めた障害者活躍推進計画作成指針及び障害者活躍推進計画の作成手引きに基づき、令和2年度に策定済みであります。

障がい者の雇用状況ですが、令和4年6月1日現在で4名が在職しており、法に定められた雇用率2.6%で算定される法定雇用障がい者数4名を満たしているところであります。

障がい者の雇用に係る今後の取組であります。法定雇用率を安定的に上回ることはもちろん、法の趣旨にのっとり、雇用の拡大を積極的に図りたいと考えております。現に令和2年度の職員採用に当たりましては、一般行政職に障がい者枠を設定し、募集を実施しましたが、残念ながら、応募がなかったところであります。

なお、障害者活躍推進計画及び障がい者の在職状況につきましては、組合ホームページに掲載済みであります。掲載箇所が分かりにくくて誠に申し訳ありませんが、後ほどご確認いただけるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 広域行政のホームページでは見当たらないんじゃないかと、あるんだけど見つからなかった、こういうことだね。なるべく、これを分かりやすく掲載していただきたいというのが一つですね。

それで、昨年度は採用試験に障がい者がお一人参加しているんですが、残念ながら、採用にはならなかったということです。今回は募集したけれども応募がなかったということだと思うんですが、なるべく、広域行政も法定雇用率を障がい者活躍推進の国の計画に沿って、働きやすい環境をつくっていただきたい。支援学校との連携、そして、雇用を増やしていただく。働きやすい職場づくり、障がい特性を持つ職員への合理的な配慮をお願いしたい。在宅職員手帳取得調査を行いながら、障がい者に対する職員全体の意識改革も進めていただきたいと考えるんですが、もう一度、広域行政の計画があるということですので、障がい者活躍推進計画について、これを分かりやすく示していただきたいと思うんですが、ご回答をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 障害者活躍推進計画に係る質問にお答えいたします。

まず、ホームページの件でありますけれども、分かりにくくて本当に申し訳ありません。掲載方法につきましては、ページの構成等、これから検討していきたいと思っております。

計画の概要について、ちょっとお知らせをさせていただきます。計画自体は令和2年の7月1日に策定になりまして、それから令和7年の3月いっぱい、5か年の計画となっております。

ます。

まず、障がい者の雇用に関するもので、法定雇用率をしばらく下回っていた、未達成だったという部分が課題として挙げているところでございます。そういった中で、法定雇用率の確保を目指す、また、障がい者の不本意な離職を増やさない、定着性の部分を確保するというような目標を掲げてございます。そのほか、障がい者の活躍を推進する体制の整備とか、活躍の基本となる職務の選定や創出といったものを取組として記載しているところでございます。計画自体はA4表裏程度のものであります。ちょっと簡単なものでありますけれども、後でホームページで掲載箇所をお知らせしますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 今申し上げましたように、支援学校との連携、雇用の拡大、働きやすい職場づくり、障がい特性を持つ職員への合理的な配慮、在宅職員手帳取得調査等で障がい者に対する職員の意識改革をぜひとも進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。那須南病院の大規模改修に当たって、ヘリポートをぜひ設置していただきたい、こういう質問でございます。この件に関しましては、昨年9月定例議会でも私が質問しているところでございます。那須南病院にヘリポートを設置していただいて、病院から地域に転送するとか、事件、事故が発生したときに速やかに病院に来てもらって、そういう対処ができるような体制を取ってもらいたいということで、大規模改修を進めるに当たっては、これからますます高齢化が進むということで、命に関わるとりでの那須南病院の役割は重要でございます。そういうことで、ぜひ、那須南病院大規模改修に当たっては、ヘリポートを設置していただきたい、こういう要望をしたんですが、組合長はそのときに、ヘリポートに関しましては、これも合わせて大規模改修の協議の中で検討させていただきたいということで答弁されておる状況でございます。

二次救急を担う当地域にとって欠かすことのできない那須南病院の大規模改修につきましては、那須南病院施設整備検討委員会において検討を進めておられると思いますが、地域住民の命と健康を守るとりでとして、将来を見越した対策が必要ではないかと考えます。一刻を争う医療対策として、那須南病院に直接、患者を離発着できるような専用のヘリポートを設置していただきたいと思いますが、改めてご答弁を求めます。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院へのヘリポート設置についての質問にお答えいたします。

那須南病院は、当地域で唯一の二次救急告示輪番病院として、24時間、365日体制で民間医療機関では対応が難しい政策医療を確保しつつ、地域住民に必要な医療を提供するとともに、地域の実情に応じた救急医療体制を引き続き確立していく必要があると考えております。

医療機関における専用ヘリポートの設置状況ですが、現在、栃木県内ではドクターヘリが常駐する獨協医科大学病院をはじめ、三次救急を担う病院など、比較的規模の大きい医療機関に限られております。

一刻を争う救命救急の現場におけるドクターヘリの有用性は十分に認識しておりますが、那須南病院における専用ヘリポートの設置につきましては、那須南病院施設整備検討委員会において、今後も設置の可否について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。運営によりましては、駐車場を減らしたり、屋上につけますと、いろいろな意味で大変な経費がかかってしまったりするので、その辺を検討させていただくのと、消防とか救急車両とのマッチングというか、ランディングする場所のほうが経過がよい場合もありますので、その辺は皆さんで検討、討議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） せっかく大規模改修を進めるんですから、私は、病院の上につけるという発想ではありません。なるべくドクターヘリで救える命を救う、そういう手だてを、今、将来を見越して準備するということが必要ではないかと、このように申し上げておりますので、駐車場でも、屋上でも、そこはいろいろ検討されると思うんですが、いわゆる病院の規模の大小じゃないんですよ。ここは栃木県内で一番外れのほうですよ。そういう意味では、大規模病院との連携という観点からも、やはり一刻一秒を争うわけですから、いわゆる接続というんですかね、それは非常に大事だと思いますが、なるべく救える命を救う手だて、体制を整えるためにも、那須南病院に、上でも近くでもいいですからヘリポートを設置して、救える命を救っていただきたい、こう思うんですが、もう一度、それが可能かどうか、ご回答をいただければと思います。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） ただいまの平塚議員からのご質問にお答えいたします。

大小に限らず、病院において救う命というのは、大小に関係ないというのはごもっともだと思います。一方で、先ほど組合長が申し上げた三次救急を担う病院というのは獨協医科大、自治医科大等がございますが、当院は二次救急指定病院ということで、栃木県でいうと3医療機関、芳賀、上都賀、菅間病院にドクターヘリのヘリポートを設置しております。直近で、こちらでその3病院に確認をさせていただきました。2病院、菅間病院と芳賀日赤病院については屋上ヘリポート、上都賀病院については高床式ということで、地上から梯子を建てて、そこにまた平地をつくってという方式を採っております。東日本大震災を受けて、急遽、そちらに2億5,000万をかけて造ったと聞いております。ただ、高床式の場合ですと、ヘリポートが離発着するのが困難であるということは聞いております。また、防災ヘリについては、その倍の重さ、6.8トンとなっておりますので、現状ですと防災ヘリの離着についてはできないということが確認されております。どういうことかと申し上げますと、近隣の古い瓦屋根とかが飛んでしまうことが考えられるので、近隣の民家の古い瓦が多くあるところだと、なかなかそういうことが難しいということで、前もって消防のほうから既に通知が出ているということを知っております。そういったことを含めて、施設検討委員会で、屋上にするのがいいのか、それとも敷地内に確保して建てるのがいいのかということを含めて、メリット、デメリットを含めて、今後、検討していきたいと思っております。

もう1件、件数についても、3病院について、過去2か年、件数も確認はしております。ヘリポートでの搬出、搬入の比率を確認しております。菅間病院については、山岳地帯、那須の山が近いということで、このところコロナの影響でかなり登山客が減ったということで、例年ですと10件ほどヘリポートの利用があるようですが、昨年度はその半分以下となっております。滑落事故等で利用されることが多いのですが、基本的には救急病床を持っているようなところに搬入されているケースが多いということで、当那須南病院においては救急病床というのは今のところ持っていないというのもありますので、そういったハード面とソフト面も今後考えて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） この消防年報を読みますと、ドクターヘリ、年間73件、令和3年度中には要請しているという状況でございます。ドクターカーも3件、ここには掲載されておりますが、いずれにしても、これからますます少子高齢化が進むわけございまして、一刻を争う体制の下で救える命をきちっと救うということで、せっかく那須南病院の大規模改修を進めるんでございますから、ドクターヘリが離発着できるヘリポートを設置していただくことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員の質問は終わりました。

次に、6番、川俣義雅議員の発言を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔 川俣義雅議員 登壇 〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。2項目について質問します。

今年も6月からの異常な暑さや台風被害が相次いでいるという状況です。気候危機というべき非常事態は日本だけでなく世界中に広がって、異常な豪雨、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっています。今までと同じような日常生活を続けていたのでは、温暖化は確実に進行し、人間も含めて全生命の命が危うくなっていくのは間違いなく、それを根本的に改めるときだと私は思います。どうやったら温暖化を食い止めることができるのか、一人一人が真剣に見直しを迫られているのが今だと思います。

そういう差し迫った事態の中の衛生センター移転であることを共通認識としたいと思えます。その観点に立って、1項目めの質問をします。新設予定の焼却炉についてです。1点目に、予定している焼却炉の耐久年数を何年と考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 建設する焼却炉の耐久年数についての質問にお答えいたします。

ごみ焼却施設の耐用年数ですが、一般的には25年から35年程度と言われております。新設予定の焼却施設につきましては、適正な維持管理により長寿命化を図り、35年から40年程度は使用していきたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番(川俣義雅) そうすると、あと何年か後にならないと、少なくとも焼却炉は造れないわけですが、25年から40年ということになると、2050年を過ぎますね。2050年というと、いわゆるカーボンニュートラル、二酸化炭素の排出を実質ゼロということで日本政府も目標を立てています。そういう時期になってしまうわけです。

気候変動に関する国連のパリ協定、2015年に結ばれましたけれども、気温上昇を1.5度以内に抑えることを目標として、日本を含む196か国が合意して締結されました。2030年までに大気中への温室効果ガス、その大半は二酸化炭素ですが、それらを2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度までに押さえ込むことができないことを、このパリ協定は明らかにしました。また、たとえ気温上昇を1.5度に抑えても、食料生産は減少するなど、人類と地球環境は打撃を受け、それを上回る気温上昇となり、その被害は甚大なものになると警告が発せられました。

再質問です。焼却炉でごみを燃やせば、当然、それらの温室効果ガスを放出します。この広域組合が老朽化しつつある現在の焼却炉の新しい移転先を決めるに当たって、選定委員会が開かれましたが、その選定委員会では、世界的な問題になっているパリ協定について論議をしてきたのでしょうか。

○議長(鈴木繁) 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長(熊田則昭) 議員のご質問ですが、候補地選定委員会ということでよろしかったのでしょうか、その中では、ただいま議員がご指摘されたような議論はされておられません。

○議長(鈴木繁) 6番、川俣義雅議員。

○6番(川俣義雅) 議論していないということなんですが、やはり、温室効果ガスを出さないようにしようと世界中で取り組んでいる。それで、具体的に温室効果ガス等を出すものはやめようという中での計画だと思います。2015年にパリ協定が結ばれました。検討委員会が開かれていたのはその時期だと思います、重なっていると思います。ですから、焼却炉を新しく造るということと、これからの地球環境をどう守っていくのか、気温上昇をどう抑えていくのかというのをやっぱり連動して考えないのは、私はよくない、間違っている

のではないかと思います。例えばCO₂排出は火力発電や製鉄などの産業が圧倒的に量は多いんですが、日本全体のごみ焼却炉からも少なくない量が放出されています。これについても、今後、具体的に削減要請がされるのではないかと私は思いますが、どうですか、予想していますか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 先ほどの川俣議員のご質問で、候補地選定委員会ではそういった議論はされていませんが、施設整備基本計画の中では、そういった議論はされております。今後、人口も減っていきますし、ごみの焼却炉の大きさを決めるに当たって、ごみの削減になるとか、ごみの減少率とか、そういったものは加味して計画はつくられております。議員のおっしゃっているように、これから温室効果ガスの排出抑制ということで、各自治体とも取り組んでいかなければいけないということではありますが、南那須広域は南那須広域で取り組めることを取り組んでいくということでもよろしかったでしょうか。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 論議をしているというお答えでしたが、では、2点目の質問に移ります。今の焼却炉と同じようなものを新しい焼却炉でも燃やすということを考えているのですか、それとも、変えようと思うのですか、いかがでしょう。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 新設の焼却炉で焼却するごみについて、質問にお答えします。

焼却するごみの種類についてですが、本年2月の定例会においても、川俣議員からご質問をいただき、答弁させていただいております。現在の施設で焼却しているものと同様のものとは考えておりますが、先ほどの平塚議員の質問にもお答えしましたし、川俣議員からもありましたように、プラスチックにつきましては再資源化に向けた検討をしていきたいと考えております。また、規模も人口が減っておりますので、量も減るのではないかと、今、再検討させていただいているところでありますので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 3点目の質問も2点目と関連していますので、そちらに移ります。そして、2点目と3点目と関連していますので、一緒に再質問したいと思うんですが、よろしいでしょうか。（「よろしいです」の声あり）はい。

3点目の質問です。燃やすごみの量を減らしたいと考えているということなんですけれども、それでは具体的に聞きたいと思います。燃やしている量、先ほども問題に出されましたけれども、一番多いのが紙類ですね、40%。これを減らすとしたら、どんなことをやればいいと考えているのでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 紙ごみの減量化に向けてということで、先ほどの平塚議員の質問の中にもあった雑紙と同様になってしまうわけなんですけど、家庭から出る際に、皆さん一人一人が注意を払って分別を行っていただければよろしいかと思えます。あと、家庭での取組としては、まず、紙類に限らず食品ロスの削減とか、紙ごみ、いわゆる包装紙とかを雑紙で出していただく、またはレジ袋は受け取らない等々、考えられると思います。以前、川俣議員のお話の中でも、ごみの出し方、ひもで縛って雑紙を出すような方法だったかと思うんですが、そうじゃなくて紙袋、取っ手も紙製でできている袋の中に雑紙と言われる紙となるものは入れていただければ、雑紙として収集し、資源化ということになりますので、そういった方法の周知徹底をこれから強く市町と共に行っていければと考えております。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 那珂川町では今まではひもでくくって出すようにという絵が描いてあったんですね。これでは雑紙は本当に出しにくいんです。分かると思いますけれども、いろいろな質があり、大きさが違い、それをひもでくくるのは大変なことなんです。私もずっとやりましたけれども、苦労しました。そして、うちのほうの課に行って、何とかならないか、紙袋に入れて出すのはどうだと言ったら、実は細かく説明された冊子には、紙袋に入れてオーケーと書いてあるんですね。でも、家庭に配られている1枚の説明の紙には、ひもでくくってと書いてあるんですよ、その絵しかしないんですね。それで、改めて那珂川の広報

紙に、こういう紙袋に入れてオーケーですよというのを出してもらったんです。そうすれば簡単に出来ますね。私、ずっと、ごみ集積所を見て回っているんですけど、雑紙で出すというのは、ほとんどないですよ。雑誌、それから本、そういうのはあります。だけど、雑紙が出されているというのは、ほとんど見かけません。だから、これはやっぱり徹底してもらって、市でも徹底してもらって、資源として回収できるようにしてもらいたい。これ、いろいろな人に聞いても、えっ、そういう雑紙って出せるのと。実は出そうという、そういう意識がない人が私は圧倒的だと思うんですね。その辺のところを、やはり自覚を持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、先ほども紙類が40%、それから、主要施策の成果22ページにごみ質分析結果というのが出ているんですけど、そこにはビニールという書き方をしておりますけれども、プラスチック類だと思います。それが紙類の次に24%含まれているということです。それで、先ほどの平塚議員の質問にもありましたけれども、県内ではプラスチックの分別収集をやっているのはどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

市町村で申し上げたほうがいいですか、それとも箇所数だけがいいでしょうか（「今」の声あり）宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町ということで、量は多少ありますが、こちらでプラ製の容器はやっているということで確認は取っております。もう一つ追加ですが、紙製容器をやっているのが鹿沼市、大田原市、さくら市、壬生町ということになっております。これは栃木県のホームページ、栃木の廃棄物というところから取ることができるので、議員もご覧になることができるかと思います。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 約半数近くの自治体とあっていいのかな。で、プラスチックの分別収集をやっているということなので、どういうやり方をやっているかは、そこでいろいろ勉強できると思いますので、ぜひとも、この広域でも、先ほど令和7年度までというお話でしたけれども、なるべく早めに取り組んでいただきたいと思います。

燃やすごみの中の3番目が厨芥類、いわゆる台所から出る生ごみなんですけど、以前にも言いましたように、那珂川町では、まだ20%ですけども、堆肥化しているとなっています。これはなるべく進めてもらいたい、もっと広げてもらいたいと思っているんですけど、農村地帯では庭に埋めたり、それからコンポストをそろえて、そこに入れる。コンポストについては那珂川町でも補助を出すとなっていますので、厨芥類、生ごみをどうやって減らすのか、これは全て堆肥化できますから、そういうことで、これも腹をくくって取り組んでいただきたい。生ごみは燃やすごみとして出さないと、そうやっている自治体も日本ではたくさんありますから、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のご質問、要望というかたちかと思うんですが、町のほうでは始まっているということで、今後、市のほうでも始まるということで、なるべく全市全町的な展開になれば、広域行政で担うことも考えられるかと思えます。まずは市町でやっていただくことが最初かと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 市と町と独自の取組というのはもちろんありますけれども、現在、那珂川町は、一部ではありますが、生ごみ堆肥化に取り組んでいる。那須烏山市では、まだ取り組んでいないということですよ。（「だと思ひます」の声あり）と思ひますけれども、堆肥化に取り組んでいるなら、それをおっしやっていただきたいと思ひます。生ごみの全てを堆肥化するというので進めてもらいたいと思ひているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須烏山の話なので、組合長としてではないんですけど、堆肥化のための施設は造っていませんが、その分、エコポストをやっていたり、乾燥機能のついた自動でできる機械の補助を出したりとかは、随時させていただひています。昨年度の予算から。今年度からかな、那珂川町を見習ひまして、コンポストとか、そういうものにも補助を出すように変えましたので、なるべくご自分で処理できるところはしていただこうというほう

に動きを変えさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ただ、問題があるんですね。コンポスト、乾燥機がついていない簡便なものは、どうしたって臭いが出るんですよ。それで、特に若い女性、奥さんなんかは嫌がる。だから、農村のほうで生ごみを燃やすごみとして出してしまう、かなり多いんです。実際に私も体験していますけれども、いや、何でこれを出すんだろうというような思いをすることがたくさんあります。ですから、コンポストを普及して補助を出すということであれば、臭いが出ないようなものを何とか研究して、開発というか、どこかから学んでやってもらいたいなと思ってはいます。今のままでは、コンポストはなかなか、よっぽど勇気を出さないと、私なんかは慣れているから毎日のように生ごみを入れてはいますが、そういうことができないのかな。あるいは市や町、広域としての熱心な訴えが必要かなと思います。

それで、厨芥類は燃やすごみの中でも3番目に多い。その次が木と竹類なんですね。木と竹というのは、チップにすれば肥料などにできるわけです、堆肥にできるんですね。そうやって畑をつくっている方もいるんですけども、そういうことも可能だと思います。

それから、布類が7.3%で5番目です。これも全てではないですけども、また新しく再利用できる、そういう道があると私は思っています。特に綿でできているものについては完全に再利用できますので、そうすると、燃やすごみの中で合計すると99.4%が今まで言ったものなんですよ。全てが資源にできるとは私も考えていませんけれども、その可能性はある。

残りは不燃物その他で、合わせても0.6%なんです。可能な限り資源化することによって、多少そのための費用はかかるとは思いますが、今まで想定していた焼却量は劇的に減ることになります。燃やして処分する、それが当たり前というやり方をがらっと変えるごみ処分を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のご質問にお答えいたします。

焼却をしない、何か別な方法でごみ処分ができないかということだと思っておりますが、以前、トンネルコンポストの話をしていただきまして、そちらについては基本計画を作成する中で検

討はさせていただきます。そういった検討結果も踏まえ、今後どのようにしていくかということは考えたいと思うんですが、現段階では焼却という方法が一番安全ということで焼却を選んでおりますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 2項目の質問に移ります。衛生センターの機能について伺います。1項目めの質問では、焼却炉に集中してお伺いしましたけれども、衛生センターが担っているのは、ごみの焼却、し尿処理、資源センター、この3つだと思います。これからも広域衛生センターが担っていくのはその3つの機能かと思いますが、そう思っているのでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 保健衛生センターの機能についての質問にお答えいたします。

保健衛生センターにおいて実施している事業につきましては、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、地域住民の生活にとって必要不可欠なものであると認識しております。今後も必要であるとは考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ごみを燃やして処分するというのを全国的に、国全体としてやっているというのは、ほとんど日本だけだと言われているんですね。買物をすれば、やたらと処分しなければならないごみも持ってくることになります。これはつまり排出者責任というのが大きいわけですが、自分たちもごみを大量に持ち込むことになってしまいます。そこを本当は国がきちんと規制しなければならないと思いますけれども、消費者や自治体としては、燃やすのではなくて、徹底的に分別して資源化する衛生センターの大きな改革、ごみの焼却が必要でなくなる、そういうものも考えられる。実際に日本でもそれをやっているところがあります。そういうことは考えないのでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 衛生センターでのごみの処理の仕方ということで、ごみ焼却をしない方法ができないのかということだったかと思うんですが、全国的に見ても、必ずしもゼロというところはないかと思います。少なくとも必ず燃やさなければいけないごみというのはありますので、議員提案のように、資源に回るごみについては徹底的に分別をして資源に回すような努力をこれからするということで、市民、町民の協力がなくしてはできませんので、市民、町民とも話合い、広域でそういった分別ではどういったごみの減量ができるかというのは、今後、検討していく必要があるとは考えますので、環境衛生部会であるとか、市町単位で独自で検討していただいても構わないと思うので、そういった形で進めていければと考えます。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 同じことになりませうけれども、世界では燃やして処分するというのは当たり前じゃないんですよ。それから、日本でも鹿児島県の志布志、志布志湾という湾が大隅半島のほうかな、ありますけれども、そちらでは焼却炉はないんです。徹底的に分別して、どうしても残ってしまうものは埋めて処分するというをやっています。それから、徳島県の上勝町も徹底的な分別をして、どうしても残ってしまうものは徳島市かな。お願いして焼却処分してもらっているということなんですが、ほとんど分別してやっています。大変だと思いますけれども、そういうことができると町民やら市民が自信を持てば、この町や市に住んでよかったなという思いも強くなるんじゃないかなと私は思うんです。確かに日本ではあまり多くない、確かです。だけど、そういう新しい方法、そして、最初に言いましたけれども、地球温暖化をどうやって食い止めるのか、その方法を住民と一緒に取組んでいく、そういう姿勢をぜひ持ってもらいたいと思っています。

次に、し尿処理に関してです。市も町も別に処理施設を持っています。那珂川町では、そこで発生させた汚泥を町にある民間の施設に運んで、堆肥化してもらい、そこで販売をしています。その下水道処理施設を活用して、その施設で間に合わなければ——間に合わないんですけど、間に合わなければ必要な施設を新增設して、町と市で、それぞれのところでし尿処理をする、その方向に計画を変更すれば、衛生センターの2つ目の機能、し尿処理も必要なくなると思います。そうすれば、小さな川に処理水を流す必要もなくなります、どう考えますでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のご質問にお答えいたします。し尿処理の件に関しましては、本年度から、し尿処理施設整備基本計画の策定業務が始まります。その中で、既存の下水道処理施設を活用した下水道放流方式がいいのか、今までどおりの処理方式がいいのかというのは検討する内容になっておりますので、こちらのほうでコンサルタントを入れながら、市町の職員と共に検討を進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今のお答えのように、これからも検討すべきものはたくさんある。そうすれば、今まで組合で進めてきた計画を改めたほうが良いという結論になるかもしれないと私は考えています。今、組合執行部の計画が計画どおり進んでいないということを、むしろ、ラッキーだと考えることもできると思います。

そして、今日も傍聴に来られていますけれども、志鳥地区の有志の方々が請願を出されました。その請願に十分に応えられる画期的な変更を模索すべきだと、そういうときだと思います。そうは思いませんか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 皆さんからご提案をたくさんいただいておりますので、この次、議員の皆さんも伊豆の国市に視察に行くということは、そういうことを学びに行くことだと思いますので、議会共々、私たち執行部も考えさせていただき、改善するという意見はざっと言っていると思いますので、改めて皆様から、また、そのように変更していただけることを後押しさせていただいていると私の中で思っておりますので、ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうすると、今まで進めてきた計画を変更することもあり得るということなんですか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） はい、そのように答えたつもりです。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 温暖化防止にきちんと対応した取組を今こそ研究していく必要があると思います。全力を挙げて今までの計画を立て直すことを要求して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員の質問は終わりました。
ここで休憩いたします。再開は16時10分といたします。

【休憩】（午後3時58分）

【再開】（午後4時10分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。
次に、2番、渋井由放議員の発言を許可します。
渋井由放議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○2番（渋井由放） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。本日は多くの傍聴者の皆様がいらっしゃっております。お忙しい中、足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、一問一答方式でございますから、まず1番目から行きたいと思います。まず、ごみ処理施設の整備基本計画、ホームページに出しております。令和4年3月ということで、那須南地区広域行政事務組合、全部で148ページにわたっておりまして、これを見ますと、まず、志鳥地区建設予定地、8ページ辺りにいろいろ書いてありますけれども、志鳥地区ということで選定がされているのかなと思います。そこで、建設予定地を志鳥地区として整備基本計画を策定しました。地域住民の皆様にご地元の説明会を行うということですが、コロナ禍でなかなか進んでいないのではないのかなと思いますけれども、その結果や経

過、今現在どのようになっているのか、伺うものであります。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 地元説明会についての質問にお答えいたします。

住民を対象とした説明会につきましては、当初、本年1月に開催する予定で進めておりましたが、第6波と言われる新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、急遽、中止することといたしました。

その後であります、本年2月の組合議会において採択されました衛生センター建設予定の見直しを含む再検討をしていただくことを求める請願に係る対応を検討しつつ、説明会の開催を模索しておりましたが、第6波を上回る第7波の大規模な感染拡大等、いまだに続くコロナ禍の影響もあって、現在まで説明会は開催できておりません。

事業を推進するに当たっては、説明会において、組合の方針・事業の概要等をお伝えするとともに、住民の皆様から直接ご意見をお伺いすることにより、互いに理解を深め、共通認識を醸成していくことが重要であると考えております。

つきましては、感染予防等の必要な対策を講じたうえで、できるだけ早く説明会が開催できるように調整していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） ありがとうございます。コロナというのは厄介で、特に烏山の場合は山あげ祭りも含めて広がっちゃったものですから、なかなか慎重にしないといけないというようなことがあるのかなと思うんですね。前回、地元説明会をする前に、地元の自治会長さんに集まっていたいて、仮の説明会前の準備会みたいな感じだったんでしょうか、地元市議会議員さんも出席されてやったと聞いておるんですが、まず、それをやったか、やらなかったか。そして、今回もなかなかコロナで進められないとすれば、そういうやり方も一つあるのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 渋井議員のご質問にお答えいたします。

当初予定しておりました1月の説明会は、コロナ禍により延期とさせていただきました。その後、地元の市議、当時の行政区長、また、各自治会長にお集まりいただき、今後どのような形で進めていったらいいかということで、説明会当日にお渡しする説明会の資料もお渡しし、このような形で説明会をする予定でした。今後はどのような形で進めたらよいかというようなことを、そのときに相談をさせていただきました。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） それでは、今ままならないようですから、そのようなスタイルで1回やってみるといような、選挙も4月に行われまして、地元で新しい議員も出ましたんで、その辺も含めて1回やってみたらどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 今、渋井議員からご提案いただいたように、全体の説明会をする前に、自治会長とか地元の市議の中で話し合ってみたらどうかというご意見だったかと思うんですが、まさにそのとおりかとも思います。なので、今後、進めるときには、そのような形でご協力いただけるのであれば、そのような形でどのように進めたらいいかという話し合いは持っていければなと考えます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） やはり、小さいところから広めていかないと理解が得られないかもしれない。逆に小さいところでの理解が得られなかったら全然話にならない、こういうことかなと思うんですけども、一生懸命頑張っていただければな、こういうふうに思います。

そして、今度2番の（2）番、まず、この計画の年間の稼働日数というのが出ているんですね。これが42ページになります。年間稼働日数のうち、土日が104日、年末年始が3日、施設の補修日5日、そして、連続運転をすれば炉の大きさが小さくなる考えるんですね。簡単に言うと、休まないで24時間燃やすという意味ですね。なぜ、炉が小さくなる、24時間運転というような計画になっているのか。私の調べたところでは、大田原と那須の広域、塩谷の広域、そして那須塩原、あと、芳賀の広域は24時間体制で燃しているということなんですけれども、その辺についてどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 焼却炉の大きさについての質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、連続運転を行うことにより、焼却炉の大きさは小さくすることができます。

当組合の計画処理量は年間約9,000トンであります。連続運転として9,000トンを365日で割りますと、1日当たり24.7トン、炉の補修期間85日などを含めると、1日当たり39トン程度の規模になります。39トンを2炉で処理しますので、1炉当たりは19.5トンの処理量となります。

しかし、1日当たりの処理量が40トン以下を下回る焼却炉の場合は、連続運転を行うことにより人件費等が割高になることや、小規模であることにより燃焼が不安定になる問題などを考慮しまして、准連続方式としたところであります。

また、近隣の状況ですが、那須地区広域行政事務組合は60トンを2炉で1日120トン、塩谷広域行政組合は57トンを2炉で1日114トン、芳賀地区広域行政事務組合は71.5トンを2炉で1日143トンであります。ほかの組合と比べますと、当組合の計画ではとても小規模な焼却炉ということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） とても小さい炉で連続運転をしますと、大体、ほかのところは4班で2交替制で燃やしている感じのようですね。これはみんな、どうも焼却炉のメーカーに委託をしているというような状況でございます。それで、たまたま当市の炉は27.5トンの炉が2つで、今、55トン体制でやっておりますけれども、もうちょっと小さくなるわけなんです。たまたま雷に打たれて、27.5トンの炉で連続運転をやった。それで、燃え方が不安定だったとか何とか、そういうことはございましたか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの質問ですが、落雷時、片炉で焼却を続けたということで27トン、20トンを上回る炉ですので安定的に焼却が行えました。ただ、当組合ですと、業務係の人数が8人ということで、8人で8時間、24

時間、3交替で行ったわけなんですけど、かなりな負担がかかったところがございます。昨年度も、定期改修が長引いたことにより片炉になった時期が1か月程度、やはり3交替で実施はしているんですが、1か月程度は今の人数であると、何とかぎりぎり行えるような期間かなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） うちの炉が27.5トンということで、当然、4人で2班体制ということだと思うんですけど、それが倍かかるわけですよ。ですから、当然、費用はかかるんですけども、炉を冷やさない方法というか、連続運転すれば炉を冷やさないので、維持修繕とか、定期点検とか、こういうものに費用があんまりかからないのではないかなと私なんかは思うんですが、そういうことは分かりますか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 議員のおっしゃるとおり、連続でやることによって、炉には負担がかからないということになります。うちの炉は準連ですの、夜中に温めて、朝、焼却を開始するというので、ただ、全く冷えてしまうというようなことはありませんので、ある程度の温度は保たれていますので、そんなに施設に影響が出るとは考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 温めるのに1時間ぐらいはかかるというようなあんばいでしょうか。冷やすのもずっと冷えてくるんでしょうけれども、どう考えてみても、温めて冷やして、温めて冷やしてといっても、普通は温め方じゃないんですよ。最高の温度が逆にどのぐらいになって、土日休んで、始まる時、どのくらいになるかというのは、所長、分かりますか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの渋井議員のご質問にお答えします。

毎日、日報が上がってきますので、その中で炉内の温度は記されております。ちょっとはつきり覚えているところではないんですが、平日ですと、例えば今日燃やして、明日朝になると、800度だったものが600度程度に落ちているというのは、うろ覚えで確認しております。必要であれば、後日、日報等をご報告させていただきます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） ダイオキシンが出ないように燃やすというのは何度でしたでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 渋井議員の質問にお答えします。

ダイオキシン対策は、この炉は850度以上ということになっております。ですので、先ほどの小規模な炉ですと、850度を維持するのに、かなりの燃料を使ってやらなきゃいけないといったことも出てくるということで確認しております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） そうすると、800度から600度に落ちるということは、ダイオキシンをしっかり分解できるような炉じゃないよということを示しているということでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 先ほどの答弁については、翌日の朝、600度になりますので、それがマックスが、流動床式なので砂がある程度の温度を保ってくれます。そこに点火することによって、最初は不安定ですが、すぐに800度という

温度は保つことができると聞いています。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） そうすると、この砂が暖かいので、そうなっているよというんですが、今度は、どうも業者さん5者が焼却施設としてストーカ式、こういう形になっております。そうすると、当然、流動床といいますかね、砂がないということで、この辺はどのように考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、次期施設については、ストーカ式ということであります。格子戸みたいな網の上をごみが流れていき、焼却する形のものになるんですが、そちらについては、従来されているところに確認しないと、ちょっとどういう状況かというのが分かりませんので、必要ということであれば、現在、ストーカ式で準連続でやっている施設に確認していきたいかなと思います。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） ご確認いただいて、もちろん、これが嫌だとか何とかは言いませんけど、考え方なんですけれども、もう古くて使えないというのか、もう1回、きれいにブラッシュアップというか、完全にもう1回造り直すというか、そういうことで再生するというか、そこまで行くかどうか知りませんが、そういうことで現在の炉をこの場所で使うということとなれば、24時間体制で1炉ですよ、1炉でね、もちろん直せば2炉ですけど、真実一路というのがありますが、1炉体制で24時間でやっても、そういう検討も必要ではないかと思うところがあるんですが、当然、その検討は全然していないんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭）　ただいま渋井議員からご提案をいただいた検討ですが、できない検討ではありませんので、検討していきたいと思えます。

○議長（鈴木繁）　2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放）　ありがとうございます。検討してくれるといっても、なかなかうまくいかないかもしれませんが。そこで、焼却施設、ストーカ式も新たに造るとする場合、5者の回答があったということですが、差し支えなければ会社の名前を教えてくださいなかなと思えます、いかがですか。

○議長（鈴木繁）　保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭）　ただいまの渋井議員のご質問なんですが、5者については、委員会でも公表していないことになります。一応、控えてはきたんですが、必要とあれば、別のところでということで、委員会でも公表していないということでご理解いただければと思えます。

○議長（鈴木繁）　2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放）　では、質問を変えます。

エコパークしおや、これは日立造船株式会社がやっております。那須塩原クリーンセンター、これはJFEエンジニアリング株式会社がやっております。広域クリーンセンター大田原、これ、日立造船株式会社。芳賀地区エコステーション、これは神鋼環境ソリューションというのがやっております。今、3者挙げましたが、この会社は入っておりますか。

○議長（鈴木繁）　保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭）　先ほども申しあげましたけれども、委員会でも公表しておりませんので、また別なところでよろしく願います。

○議長（鈴木繁）　2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） では、質問を変えます。

それで、この中に、ページ数でいうと130ページに当たります。造成計画となっておるんですけども、これ、ちょっと読ませていただきますと、造成計画、敷地造成は土量バランスを考慮することを基本とします。敷地造成によって発生する切土及び盛土の標準勾配は準拠する基準を明確にしたうえで、今後、詳細に検討を行うこととしますが、ここでは例として、道路工に示される切土に対する標準ののり面勾配云々と書いてありまして、我々議会議員がここにいい土地があるのではないかというようなときには、土量バランスは考慮しないで、多分、のり面の状況か何かかなと思うんですが、何万立米も持ってきて盛土するんだというようなこと、このコンサルタントさんが、それを計画してというか、説明してくれたんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えします。企画検討した業者と基本計画を作成した業者は別です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） あそこはやっぱ場所が悪くて、切・盛土工がプラス・マイナスでできなかったもんだから、4万立米持ってきたということかなと。これで同僚議員が納得するかどうかは分かりませんが、私は到底、納得できない、こういう話を伝えておきたいと思います。

それと、もう一つ、前に同僚議員が質問でも言いましたけれども、144ページ、事業費の算定というところがございます。この事業費の算定で、その後に、146ページに一般財源とか、交付金とか、地方交付税とか、いろいろ出ているんですが、ちょっと確認をしたいと思います。施設整備費が82億8,000万円ですね。運営費が20年間ですけれども80億、ですから、2で割れば4億円ということになりますかね。

それで、次に146ページなんですが、この財源内訳で、多分、82億8,000万円、合計、前に戻ると税抜き額ですけど、そういう中で、交付金が3分の1ですか、22億4,595万8,000円、起債が51億9,860万円、一般財源が8億3,544万2,000円ということでございます。これは上にある財源計画（イメージ）と書いてありますが、それから持ってきたものだと思います。一般財源8億3,500幾らを用意すれば出来上が

るということなのか、この起債の中の51億9,860万円の中には、まだ自分で足すものが必要なかというところの確認をしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 146ページの年度別財源内訳のことだろうと思いますが、こちらについては、おっしゃるとおり、一般財源ということにはなりますが、起債も借金でありますので、後年度、返済はしなければいけないということで、そちらのほうの財源も出てくるかとは思いますが。最終的な財源の計算ができておりませんので、それは議員もご存じのように交付税が50%戻ってくるということで、各年度の払った起債の償還金に応じて、50%戻ってくる仕組みになるのかなと思うんですが、そういったところで負担は軽減されるものですが、足し算をしますと、相当な負担にはなってくるかと思えます。

○組合長（川俣純子） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） できれば、市というか広域行政で、こういう計算はしますが、起債の中にどれほどお金が入るんだというのまで分解して出してもらおうと、平塚さん、名前を言っちゃあれだけど、どうなっているんだ、この中身と、こういう話がないのかなと思います。その辺はお願いして大丈夫ですか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいま渋井議員のおっしゃったような要望で、こちらの表から、例えば収入を見込むということでよろしかったでしょうか（「はい」の声あり）手数料が生じますので、推測になりますが、仮にこちらの手数料を徴収した場合というのを計算して作成することは可能であります。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） それで、1つ、本当に幾らかかつか。分からないんでやってしまっただけでもないことになってますんで、真剣に、皆さん、真剣にやっているんですよ、私

も一生懸命、真剣にやっているんですが、やっぱり、交付税の算入とか、起債は自主財源を幾ら持たないとできないとか、そういうようなところをできる限り詳しくお願いするとともに、もう一つなんですが、ここに出ている財源内訳は1,000円単位ですけども、税抜きになっているんですね。ただ、払うのは税込みだと、こうなるのかなと思うんですが、交付金とか、そういうものについては、税抜きでもらう。それで、消費税は自分らが払うということなのかどうか。どうぞ。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの渋井議員のご質問にお答えします。

ここで税額が入っていないのは、その当時、当時によって税が変わる可能性もあるということかと思います。ですので、ちなみに交付税については確認をしないといけないところなんです。償還金のうち50%が交付税で見えてくれるということになるので、貸付償還金が幾らになるかというところではあるかと思うんですが、その交付税の額についての。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） そのたび、税額が変わるんだって当たり前の話なんです。144ページには税込額も入っているんですよ。ここに税込額が入っていて、次のページには何で入っていないのという話で、もし、税金分は市が、市というか、広域が払えということのかなと見ているわけなんですけれども、個人的にはおかしいなと思っているんですが、できればそういうのも含めて、結局、91億800万円というお金が出ているもので、それに寄り添ったとは言いませんが、併せて分かりやすく全体的につくってもらいたいんじゃないかと思います。

これ、148ページありまして、このほかにPFI方式というのは何ページあるか知りませんが、それと合わせて1,050万円という額です。ページ数だけでいきますと、1枚7万円、裏表だと14万円になりますから、もったいないんで一生懸命見たんですけど、分からないところもございました。その辺のところをしっかりと、簡単に言うと、高いぞと思っているということなんですけど、ひとつ、こういう数字的なことを後で細かくご説明いただけますようお願いして、次に参りたいと思います。

次は、キャッシュレス決済の対応についてに行きます。那須烏山市の一般質問におきまし

て、高木議員や荒井議員、あと、インボイス制度につきましては平塚議員が一般質問をされており、多くの自治体、那須烏山市も今後、キャッシュレス決済の導入を計画しているということで、たまたまインボイス制度に対応する、ちょうどいい時期なのかなと思うところでございます。それについて、そういう時期だからこそ、キャッシュレス決済について検討してみてもどうかという話なんですけれども、組合長の考えを伺います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） キャッシュレス決済についてのご質問にお答えいたします。

キャッシュレス化は国を挙げて推進している施策であり、令和3年6月に策定された成長戦略フォローアップにおいて、令和7年6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度を目指すこととしております。

現在、組合においてはキャッシュレス決済は導入されておきませんが、那須烏山市・那珂川町においては、税金及び上下水道の納入方法として口座振替のほか、スマートフォン決済アプリによる納入が導入されております。

キャッシュレス決済を導入することにより、窓口で現金を取り扱う必要がなくなるほか、非接触型であるため、新型コロナ感染のリスクが低減されるなど、様々な面で住民サービスの向上が図られると期待されておりますが、一方で、決済手数料やシステム導入費などの費用面での負担が生じることとなります。

当初、組合として、キャッシュレス決済を導入する計画はありませんでしたが、那須南病院においては、以前より利用者からの問合せ等もあったことから、インボイス制度に係るシステム改修と合わせ、医療費等の支払いについて、キャッシュレス決済を導入する方向で検討を進めております。

また、保健衛生センター、斎場、消防本部におきましても、使用料・手数料等を取り扱っておりますので、住民サービスの向上を図る観点から、キャッシュレス決済導入を推進していきたいと考えております。ご理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） たまたまなんですけれども、那須烏山市でも那珂川町でもやるということなので、一緒に足並みを合わせていただければありがたいなということで、ご検討いただけないということなので、次に進んでいきたいと思っております。

次は3番になります。ごみ処理施設で、高圧トランス等改修工事というのがございました。5月27日の入札で、ごみ処理施設高圧トランス改修工事の条件付一般競争入札を予定価格事前公表762万4,000円税別、最低制限価格ありの条件で実施したところ、全者といっても2者しかいないんですけど、最低制限価格を下回る金額を提示したため、不調となったということがございます。同じ工事名が入札されましたけれども、予定価格が850万円と高くなっているわけですね。なぜ、このようなことになったのか伺うものであります。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） ごみ処理施設高圧トランス等改修工事についての質問にお答えいたします。

ごみ処理施設高圧トランス等改修工事につきましては、5月27日に当初予算に計上しておりました低濃度PCB廃棄物の高圧トランス4台の改修工事の入札を執行しましたが、結果については、議員のご質問のとおり、不調となってしまいました。

その後、高圧進相コンデンサ・コンデンサリアクトルの改修工事を追加するよう仕様を変更し、工事名が同じで紛らわしいのですが、新たに6月24日に入札を執行し、落札業者が決定したところであります。

高圧進相コンデンサ・コンデンサリアクトルについては、本年3月の漏電遮断器の工事を実施した際に、1989年製で、低濃度PCB混入の可能性があるかと判明したもので、本年度の予算には計上されておらず、来年度の予算により執行を予定していたものであります。

しかし、本年度、ほかの工事の入札差金により執行残額が発生し、本年度中に執行できる予算が確保できましたので、前倒しで実施することとし、また、同様の高圧工事で一括で実施したほうが効率的であることから、トランスの改修工事に追加するよう仕様を変更し、執行したものであります。ご理解のほど、お願いいたします。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 意味は分かりました。微量なPCBが入っているので交換しなくちゃならないということなんですけれども、那須烏山市と広域行政事務組合の、これ、南那須地区広域行政事務組合入札事務処理要領というんですかね、要綱か、があるんですね。それで、この中に、那須烏山市、どうも電気屋さんって、安いようなんです、どういうわけか。安くやってくれるところがあるもんですから、これは同僚の平塚議員がよく言うんですけ

れども、那須烏山市では電気関係は低入札価格調査制度実施規程というのをつくって、これは予定価格、それより下がっちゃったら駄目だよというんですけど、調査制度ですから、下がってもちょっと調査しますよというような、そういう入札方法があるんですね。多分、南那須地区の広域行政にはそういうものがないんで、せっかく安くやってくれると言っているのに、こういう結果になってしまうのではないのかなと思うんですけども、まず、低入札価格調査制度、これはありますか。

○議長（鈴木繁）　ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

答弁をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（谷田克彦）　質問にお答えいたします。質問にありました低価格入札調査制度でありますけれども、組合では運用してございません。

以上です。

○議長（鈴木繁）　2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放）　運用することを検討するということで考えていただいてよろしいですか。

○議長（鈴木繁）　総務課長。

○総務課長（谷田克彦）　議員ご指摘のとおりでありまして、今後、調査のうえ、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁）　2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放）　ありがとうございます。

4番に移りたいと思います。ごみ処理施設の定期改修工事についてでございますけれども、前年は7,843万円、今年度は予定価格が6,368万円で入札になっているわけですね。これ、同僚の中山議員も言っているんですが、どうやって算定しているんだと。入札参

加者は1者だったのかどうか。スガテックさんというのはいつも管理やられていましてやっているようなんですけれども、その辺について、組合長にお伺いいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） ごみ処理施設定期改修工事についての質問にお答えいたします。

ごみ処理施設定期改修工事に係る予定価格の設定につきまして、まずは担当職員が公益社団法人全国都市清掃会議が作成した廃棄物処理施設点検補修工事積算要領を参考に設計書の作成を行います。

その後、技術支援業務を委託している全国都市清掃会議の技術者によって、仕様書や設計書の審査・点検を行われ、必要に応じて修正を行ったうえで、完成した設計書・設計金額により予定価格を算定しております。

また、この工事の入札につきましては、条件付一般競争入札予定により6月24日に執行しまして、入札参加者は1者でありましたので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） これ、ちょうど比べやすいんでという話も質疑の中でも言いましたが、前年は7,843万円で、7億9,000万円だかそこらが消防の全体の費用なんですよ。だから、消防の10分の1の費用がかかっている。そのほかに、3,665万7,500円という焼却炉内清掃及び機器機能点検整備委託という感じで、合わせると軽く1億円です、ざっとつかんで1億円以上ということで、それほどかかるのかと素朴な疑問が生じたわけでございます。

先ほどもお話ししましたように、これは一体、何人来て、どのぐらいの時間がかかって、一体どんなものを変えたんだというのは、当然、設計書があるんで明確になっていると思うんですが、作業日報でももらってチェックをしてもらいたい、こう思うんですけれども、消防の10分の1といたらすごいですよ、消防は24時間やっているんですから、365日、早い話。土日休んで、あれしたらと考えるとですよ。ただ、かかっているとは思いますが、もちろん、そうだと。ただ、チェックの仕方として何かないかと思えば、これ、中山議員とも話をしましたが、そういう方法で比べると比べやすいんじゃないか、つかみやすいんじゃないかと思うところがあるということなんですけれども、後で出してくれるということだったんですが、再度、確認したいと思います。いかがですか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 議員の質問にお答えいたします。

先ほどご質問いただいたことにつきましては、業者に確認しまして、懇談会の場等でお返ししたいかと考えております。見積りを業者からいただき、それを基に職員が設計をし、全国都市清掃会議で審査をして、全国的に見ても、この工事については適正だということでこちらは実施しているわけですので、その辺はご理解いただければと思います。施設の特異性とかもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 最低でも日報だけはもらってチェックしてもらおうと、何となく見えるのかなと思います。独り言のように言っておきます。

次に、5番、情報の公開についてです。私が調べて、これが本当かどうかは、間違っている可能性もあるんですけども、一般廃棄物処理施設の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって、環境省令で定める事項について、環境省で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない、こういう文言がインターネットで見て分かりました。ただ、うちの施設は古い施設なので、この施設、こういうことに合っているかどうかはちょっと疑問が残るところなんですけれども、私が思うのは、新たにこういう衛生センター的なものを建設しようとするれば、今運転されている実態がどういような状況なんだというのが分かるというか、運転の施設の情報を公開しておいたほうが、皆さんにも説明しやすいし、分かりやすいのではないのかなと私は思っているわけなんです。ホームページを見ますと、なかなかこれが見つからないので、先ほど平塚議員がどこにあるんだというような話をしていましたけど、そういうものの公開というのをやっているかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 情報の公開についての質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項により、一般

廃棄物処理施設の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって、環境省令で定める事項について、環境省令の定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされております。

しかし、これまで当組合では公表しておりませんでしたので、至急、準備を行い、組合ホームページにより公表する予定であります。今後、法の規制に従い、適切に対応していきますので、ご理解をお願いしたいと思います。本当にご指摘ありがとうございます。即、対応させていただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 私、一生懸命探して、夜寝ないで探したんですけど見つからなかったんですが、やっぱり公表していないという話だったんですね。突然、候補地に決められた本人たちが来ていますが、やることをやっていないで、候補地はここだと言われたら、どういう気持ちなると思いますか。私なら、とても納得がいかない。その辺については、この次の議員が控えていますので、あんまり言っちゃうと楽しみがなくなっちゃいますんで、一応、何事もきっちり法令に基づきまして、日本は法治国家ですから、法令に基づいて、特にこういうデリケートな問題はしっかりやっていただかないと市民の理解は得られない、こう申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。再開は17時10分といたします。

【休憩】（午後5時00分）

【再開】（午後5時10分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

次に、11番、沼田邦彦議員の発言を許可します。

11番、沼田邦彦議員。

〔 沼田邦彦議員 登壇 〕

○11番（沼田邦彦） 11番、沼田邦彦でございます。鈴木議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行います。

本日、4番目となりますが、全ての議員が保健衛生センターの質問をされており、いかにこの地域において保健衛生センターの課題が重要であるか、関心が高いかということでもありますので、執行部におかれましては明快なる答弁を期待申し上げまして、一般質問に入ります。

保健衛生センター整備計画について伺います。

昭和47年4月1日に南那須地区広域行政事務組合が設立をされ、旧4町、現在では、1市1町の揺るぎない信頼関係の下に命と暮らし、安心安全に欠かせない行政サービスを主に共同処理しております。50年経過する今、ごみ処理施設、し尿処理施設、ともに供用開始から30年以上が経過し、基幹改良整備工事をしてきたものの耐用年数を経過し、新たな施設設備が必要で避けては通れない局面に来ております。そのような中、平成29年度に一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、令和元年度に建設候補地選定業務を行い、1次、2次、3次選定を経て、最終的に適地として志鳥地区が選定されました。

コロナ禍で説明会が開けない状況にある中、令和4年2月25日の本会議において、「岩川流域・広域行政施設設置問題を考える会」から提出された「衛生センター建設予定地の見直しを含め再検討していただくことを求める請願」を賛成多数で採択。請願書採択の重みと効力と、行政の進めようとする整備計画との整合性と矛盾をどのように地域住民と向き合い、寄り添い、南那須広域圏の将来を左右するこの大事業に対して説明責任を果たし取り組んでいくのか、組合長の考えを伺います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 保健衛生センター整備について、質問にお答えいたします。渋井議員の質問の際にもお答えしましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、本年1月に予定していた説明会を中止して以降、現在まで住民向けの説明会は開催しておりません。感染の縮小により説明会開催の機会をうかがっていたところ、「岩川流域・広域行政施設設置問題を考える会」より、衛生センター建設予定の見直しを含む再検討をしていただくことを求める請願が提出され、本年2月、組合議会において採択されたところであり、請願を採択するとして議会の決定については重く受け止めており、対応を検討してきたところではありますが、組合といたしましては、いまだ説明会が開催できてないことから、まずは那須烏山市、那珂川町の住民の皆様へ説明をさせていただきたい、説明会を開催したいと考えております。

また、請願者の求める再検討にあたっては、説明会により広く住民の皆様から意見を聞き、

検討材料とさせていただきたいと考えております。新型コロナウイルスの影響が原因ではありますが、現在まで説明会が開催できなかったことで、施設整備に関する組合の方針等について、直接、住民の皆様にお示しすることができず、正確な情報が無いまま不安を感じている方々も多いのではないかと存じています。

説明会においては、策定済みの基本構想や基本計画等を参考に、基本的事項である保健衛生センター施設に係る老朽化の現状や施設整備の必要性などについて説明させていただいたうえで住民の皆様から様々なご意見を賜りたいと考えております。施設の整備を進めるにあたっては地域住民の皆様のご理解、ご協力が重要であるというのは言うまでもありません。住民の皆様が抱く疑問や不安について、可能な限り解決、払拭できるよう、丁寧な説明を尽くし事業の推進を図りたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） ただいま事細かに答弁をいただきましたが、なかなか理解に達していない部分もありますので、一問一答、再質問の中で論議を深めていきたいと思っております。

今までに説明のなかった説明会の在り方について、旧烏山地区、南那須地区でも説明会をしたいと、初めて執行部からそのような言質が取れたわけですけれども、この説明会の在り方については、後の中の質問で進めていきたいと思っております。

まず最初に、請願の採択を極めて重く受け止めて、これからも対応していくという答弁がございましたけれども、請願法に基づく議会請願採択の効力、考え方について伺います。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） ただいまの沼田議員のご質問に対してお答えを申し上げたいと思っております。

議会が採択された請願書につきましては、議長名をもちまして執行部宛てに通知をされているところでございます。それらを踏まえまして、当然、その請願書が採択された意味合いというのは重く受け止めているところでございます。法的には拘束力がないところでございますけれども、要は、候補地選定に関わります請願内容について再検討をするという方向で真摯に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） 再検討することで請願に応じていきたいというような意味合いかとも取れるんですけども、請願書に対して、また、請願者に対して、行政として地元地域住民が求める回答、行政の回答する義務についてはどのような見解なのか、伺います。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） ただいまの質問にお答えいたします。再検討するという旨の回答について、文書による回答はやぶさかではございませんが、今のところ最終判断が出ているところではなく、検討中というところをお願いしたいと考えてございます。

ちなみに、過去の広域に対しましての請願採択事案に対する回答履歴のほうは無いと付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） 議会請願採択を極めて重く受け止めながらも、法的拘束力、また、回答義務はないという中においても、今、検討中ということでありますね。また、南那須地区広域議会におきまして、請願、陳情の提出は極めて少ないと理解をしております。そのような中での請願採択でございますので、執行部として請願書に対する行政対応、また、請願者に対する行政対応、改めてどう考えているのか伺います。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） ただいまのご質問に対してご説明差し上げたいと思います。こちらのほうに関しましても、先ほどもご発言をさせていただきましたが、検討中ということでございます。いずれにいたしましても、このままでは前に進むことができませんので、お互い寄り添う形で調整させていただいて、真摯に向かいたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） しつこいようですけども、もう一つ、請願法第5条に規定する誠実処理義務という観点から本請願採択を照らし合わせてどのように取り組む考えがあるのか、再度伺います。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） ただいまの質問に対してお答え申し上げます。誠実な処理というものがどういうものを指すかというようなご質問かと思えますけれども、広域側としても正しい情報をお伝えしなくてはいけない、立ち返るにしても、こちらのほうとしてもやはり説明責任というものを果たさせていただきたいと思っております。つきましては、今後10年ということではなくて、一般廃棄物処理施設がこの組合、市、町にとって必要か必要でないのか、それらも含めた、最初の入り口論からご説明をさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） それでは、また角度を変えて質問させていただきます。

現在まで、地元説明会が開催できない状態が続いております。コロナ禍で延期になったことは重々理解しておりますが、地元説明会の打診を受け入れていただけない最大の要因はどの辺にあるのか、見解を伺います。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

要因につきましては、いくつかあるのではないかと考えるところもございますけれども、まずはこちらからも、先ほどの繰り返しになってしまいますが、これは規模も含めてでございますが、施設の必要性があるのかないのか、そういうことも含めて基本構想にそういった内容を載せてございますので、そちらを懇切丁寧に、最初の入り方の部分で共通認識を図っ

ていきたいと、それから次の段階へ進むということで徐々に上っていくというか、そういったことで真摯に対応しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） その進め方については理解をしますけれども、今現在、志鳥地区を中心に説明会を開催する予定であったところができない、現在でも受け入れてもらえない状態が続いている大きな要因はどの辺にあるのか、伺います。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

大きな要因ということになるかと思えますけれども、こちらからいきなり説明会の開催というのはやや拙速過ぎたという部分もあるのかなと。したがって、先ほども繰り返しお答えさせていただいてございますが、入り口の部分、基本計画ではなく、基本構想の部分から施設の必要性等々を含めた説明をさせていただいて、それに対するご意見、簡単に言えば、ごみ焼却施設が必要ですよという意見があるかもしれませんし、いや、造らない方法もあるよねとか、いろいろ多角的な意見があろうかと思えます。そういったものも含め、今後の考え方、方向性も再確認させていただければと、要は検討の材料をいただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） 組合長答弁にもございまして、今の事務方からの説明でも、そうしますと、志鳥地区での説明会を予定したけれども、志鳥地区の説明会を取りやめて、旧町単位でやるという理解でよろしいですか。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） 今のところ、最初の入り口の部分ということでございますので、今のところ、旧町単位、旧南那須町、旧烏山町、旧馬頭町、旧小川町と、そちらの単位で説明会を開催していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） そうしますと、1月から地元志鳥地区で説明会の動きがあって、地元から請願が出され、採択をされて今現在に至っております、当然、流れで考えますと、志鳥地区での説明会を開かせていただくために、行政としてはどのような対応が求められるのかという質問をしようとしたところですが、どうやら考え方が変わってきているというか、志鳥地区にはこだわらないし、烏山町、南那須町で説明会をしていくというように私は受け止めるわけですが、でも、今日まで志鳥地区でそのような回覧を回したり、動きをしてきた中で、軌道修正というか、どのように方向転換というか、志鳥地区で説明会をやりますよと言ったものを旧町単位でやっていくわけですから、この志鳥地区に対する行政の節目のつけ方というんですか、そのままにしておいて、あっちこっちで説明会をやって志鳥地区の方はよく思わないと思うんですよね。その辺の考え方について伺います。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） ただいまのご質問に対して、回答させていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたとおり、行政として計画もの、一般廃棄物処理施設の基本計画等々でございます。どちらにしても、まだ明快なご説明をしていない、それも先ほどの要因などの一つにあらうかと思っております。そういったものも含めて、先ほど4町で開催をそれぞれさせていただいて、そのうえでごみ処理施設の必要性も含め、必要ならば今度はどのようにして進めていくのかということも含めて材料を集めて、その材料を取りそろえたうえで、要は基本計画を検証しつつ軌道修正をするなり、そういった見直しの作業を行いたいという考えであります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） そうしますと、繰り返しになりますけれども、今まで計画を予定してきた地元説明会は一旦とめておいて、旧町単位で、改めて入り口からの説明会を広域行政として進めていきたいという理解でよろしいですか。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長（書記長）（小口正一） 今のご質問にお答えしたいと思います。
まずは繰り返しになって申し訳ございません。まずは入り口より説明をさせていただいてご理解をしていただくというものを第一義としたいところでございます。入り口論だというお話もございましたけれども、行政が判断するうえで、当然単独で決められるものではございません。住民の方々の意見を受けて決めるものと考えてございます。そのための手段として説明会でのご意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） しつこくて申し訳ないんですけれども、極めて重要なところなので納得いくまで質問させていただきますけれども、入り口論から見直しをかけていきたいということは十分理解をします。むしろそのほうがよろしいかと思っております。ただ、今日まで進めてきた志鳥地区での説明会、これはもう一旦収めるという理解なのか、あるいは計画そのものを見直すために旧町単位でやっていくという理解でよろしいのか、お伺いします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 今までなかなか、志鳥地区の皆さんと説明会どころかお話し合いができる機会がなくて、一番の原因は私の中ではコロナだと思っています。進めることができなかったことが一番申し訳なかったと思います。それと最初に、この志鳥地区という案が出たときに、まず議会のほうでもなかなか戸惑っておりましたので、そこでいいのかというご意見をたくさんいただきました。その中で、違う案は皆さんからいろいろいただきましたので検討させていただきました。それによって、実際に決まった段階で、志鳥地区に一番にご説明をする時間がずっと遅れておりました。今回、志鳥地区に説明をしましょうと言って自治会の皆さんに諮ったところ、こういうふうなパターンではいかがですかという提案をい

ただいたのが、ちょうどコロナだったので、まずは地区ごとに小さなところでやったらどうですかと。最初は江川小学校の体育館に集まったらどうだという話だったんですけど、そこまでだと志鳥は遠いのだよ、と言われてたりもありましたので、各自治会の公民館だったら少数で集まれるじゃないですか、という話もありました。ところが、感染者が爆発的に多くなりまして、そのときは結構重症化をしていたので集まることができませんでした。軽症になってきたので、またどうかなと思ったら、なかなかそれが集まることができませんで、そんな中、請願書をいただきました。請願書の中にたくさんの質問とかご意見が書かれていたので、答えてくださいというのがありまして、一部の方だけに答えるわけにはできない、大きな問題なので、できたら全体的なほうがいいのかという意見で、私たちも市、町の中でも全体的な説明をしてから皆さんに諮ったほうがいいのかという意見になっています。

ただ本当に、志鳥地区の方々がどうしても先に私たちにしてほしいというのであれば、それは私どもでも考えざるを得ないことだと思います。今までなかなかその時間が持てませんでしたし、合わせることも私ども考えたんですが、なかなかその機会をもてませんでしたので、こういう機会です皆さんからそういう時間を持てるようなシステムができれば、そういう形も取りたいと思っています。

ただ、この問題は、確かに地域に選ばれた志鳥だけの問題ではないと思います。那須烏山市、そして那珂川町の広域として大きな問題なので、反対賛成だけではなくて、どこがいいかでもなくて、必要なかというのもあると思います、先ほどの一般質問の中の川俣議員や平塚議員のようにもうちょっと小さくしたり、渋井議員もそうですけど、し尿処理は離れたほうがいいんじゃないかというご意見もたくさんいただいておりますので、考え方を変えようと、今、私たちも検討させていただいています。

ですから、正直言って、これが答えですというのが今言えない段階なので、かえって皆さんの意見を聞いて変更できる時期だと思っていますので、全体の意見を聞きたいということで私どもはちょっと考えました。ただ、志鳥の皆さんが本当にお聞きしたいという気持ちと、私たちの伝えたいという気持ちが一致しているのが事実であれば、先に志鳥地区をやるといっても不可能ではないのかなと思っています。ただ、自治会長さんを通じたりとかして日程を聞いていかないといけないので、その辺の調整をさせていただきたいと思っています。

まず、今の段階で、那珂川町の中で2つ、那須烏山市で2つと言っていますが、そちらの確実な日程を決めているわけではないので、これからなのでその辺は調整ができるのではないかと思いますので、その辺を諮らせていただければいい機会をいただいたと思っています。

調整をさせていただくためには、私たち行政のほうもですが、今までも何度か問いかけて

いますが、なかなか日程が合わなかったので、その辺を歩み寄っていただけるように努めていきたいと思っておりますので、その辺を諮っていきたいと思っております。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） 事務局長、また、さらに組合長からも答弁をいただきまして、一度立ち止まって、南那須広域圏内のごみ処理の在り方について、もう一度、入り口から説明をしていきたいという理解でよろしいですね。

そうしますと、旧町単位の説明会はまだ日程が決まっていなくても、現場はやっぱり待ってこないわけですよ。その間、日程がずれ込むことも想定されますけれども、日程がずれ込めばずれ込むほど、ごみ処理施設、し尿処理施設の今後の想定される状況、対応について伺います。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 沼田議員のご質問にお答えいたします。説明会がスタートになりまして、それから約10年かかるということで、基本計画のほうでお示しさせていただいているかと思うんですが、その後には幾つも説明会を開催して地元の同意をいただけないかなきゃいけない節目節目がございます。当然、その間、現施設については、先ほどもありましたように、改修を重ね、新次期施設の稼働までは運転をしていかなきゃいけない状況であると思います。今後、この間の議員懇談会のほうでもお示したとおり、何年後かには機器の更新も控えております。そういったスケジュールを基に、現施設をこれから安全に運転して、次期施設稼働まではもたせていきたいと考えております。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） 現実的に新規の整備も考えながらも、そこの調整がずれ込んだ場合には、既存の施設の改修ということももう限界に来ているわけです。考えなくちゃいけないことも想定されるわけですが、参考までに、平成20年代にも基幹改修やっていますよね、両施設。両施設、前回の基幹改修はどのくらいかかっているのか、また、今後、基幹改修を想定した場合にどのくらいの予算規模が想定されるのか、把握していたら答弁を願います。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、今ほどのご質問にお答えいたします。

前回の基幹改良工事、ごみ処理と両方ということで、こちらは15億円程度かかっております。本体工事とかが主な工事になってはいるんですが、例えば基幹改良工事を行った場合、クリアしなければならない問題が幾つかありまして、CO₂の削減であるとか、あとは、こちらが浸水区域になっておりますので、そちらの問題等をクリアして、交付金がもらえればいいのかと考えております。とはいえ、基幹改良工事を待たずに、緊急で対応しなきゃいけない工事も出てきます。この間の中にもお示ししたとおり、炉内の耐火物等はかなり傷んでおりますので、そちらの工事とかはやらなきゃいけない、それを今年度やっている点検業務の中でどのぐらいなのかと、早急にやらなきゃいけないのかというような判断も委託している業務の内容になっておりますので、そちらを受けて、来年度どのような形でやらなきゃいけないかということを経年これからずっと、次期施設の稼働までは行っていくということになります。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） し尿処理施設については、前回の基幹改修工事はどのくらいかかって、もし今後また改修をかけるとするとどのくらいの規模が想定されるのか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 申し訳ございません。手元に調べた金額はないんですが、ごみ処理施設に比べまして、し尿処理施設については、24時間365日ずっと動いているような施設でして、大きく壊れるというところはあまり見受けられません。ただ、今年度、脱水機の調子が悪く、そちらの改修とかを行っているんですが、そんなにごみ処理施設ほど高額な機器の更新とかというのはないかと思われまして。ただ、床であるとか、壁であるとかが朽ちておりますので、そちらのほうは対応していく必要があるのかなと考えております。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） 数十億をかけて限界に来ている今の処理施設を改修しなければいけないのか、それとも、新しく整備をして、30年あるいは35年もたせる移転整備を進めていくかという分岐点にもなってくるわけですので、しっかりと、せっかく見直すに当たりまして、いい方向性が出せるように進めていただければと思います。まずは見直す部分にあたりまして、私たちもそうなんですけれども、地元関係者の受け止め方としまして、運用方式についてやはり気になるところで、基本構想では単独によるごみ処理施設、し尿処理施設の併設方式の計画でございます。

一方では、令和4年からし尿処理整備計画の調査研究、策定が始まるわけございまして、処理方式が変更することにより、併設ではなく分離という可能性も考えられるわけですが、同僚議員からも似たような質問が出ておりますが、改めてその見通しについて伺います。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 沼田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度からし尿処理施設整備基本計画の策定業務が始まっております。その中の内容としましては、当然、今の施設と同様なもの、あと、下水道処理施設を利用した下水道処理方式の検討もございまして、どちらが本広域にとって有利であるかという部分での検討になってくるかと思うんですが、来年度前半ぐらいにはどちらがいいかというような形で提案がコンサルのほうからあるのかなというところです。その後は、検討委員の皆さんに諮りまして決定していくことになるかと思うんですが、例えば、下水道を使ったほうがいいのかということになりますと、建設予定地のほうにはごみ処理施設だけというようなことになるかと思えます。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） その運用方式によって大分変わってきますので、見直し、また、これからの策定業務の中でもう一つお聞きしたいことは、先ほども申しましたけれども、基本構想では単独併設方式という計画で進めております。また、今までの広域議会と執行部と

の論議の中で、将来を見据えてだと思いますが、広域連携という言葉があるわけですが、現段階において、この基本構想の単独併設、広域連携、整合性が取れないわけですが、この辺の考え方について伺います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 大きな話に、広域となりましたので私のほうで答えさせていただきます。

これは相手方もいて、相手方の処理施設だけではなくて、その地域住民があります。今回、造りますかという話だけでも、地域住民からの反対、どうしたらいいのか不安だというご意見をいただいております。それを違う地域のごみ処理までうちで請け負うのかというご意見が出る可能性もたくさんあります。ただ、運用金が入るのでありがたいと言っている運営の方もいらっしゃいます。その辺はどちらがいいのかではなく、本当に理解していただくことが必要だと思います。

また、うちのほうで運用金を入れていただくことで済むのか、それでは、その次の40年後はこちらで請け負いますという用地を用意するのか、それ以外にも、もしかしたら違うリサイクルセンターを造るのか、いろんな案が出てくると思います。一概にここで広域に全て移せますということは私どものほうではできませんので、その辺は一緒に考えさせていただき、これはこの市、町の広域だけではありませんので、大きな広域になります。

ですから、もっと時間がかかる話になりますので、その辺のところは加味させていただき、皆様のご意見を、まずは地元の方々、そして、この広域地域の方々の今後の生活を安定させるためにご意見をいただき、安定できるような生活を送れるような方針を進めていきたいと思っております。

その後、もしかしたら、そういう広域的なもの、また、人口減少もありますので、先ほども皆さんからご質問もあったように、これだけ人口が減ってきて、本当に建てる必要があるのかというご意見も私の中にもあります。いろんなところでも出ておりますので、その検討も併せてさせていただきたいと思っております。

ですから、ぜひとも説明会をやりたいと私の中で思っています。決して、ここに絶対造るとか、そういう意味合いで私たちは進めているわけではありません。ただ、生活の中で必要なのは事実なので、どうか皆様とご協力をいただき、どのようになったら本当に住民のためになるのかを皆様と協議をさせていただきたい。確かにその場にあたった方々には大変ご迷惑なことかもしれません。大きな重機が通ったり、工事があつたり、車が入ってき

ますので、それは大きな話だと思えます。日々のことですから、毎日うるさいとかいろいろ出てくると思えますので、ご迷惑をかけることが重々分かっております。そういう意味でも、皆さんのご協力がなければできません。決して志鳥だけではないと思えます。その地域の皆さんが通行する、パッカー車が通るだけ、し尿処理車が通るだけで不安を抱くと思えますので、その辺をご理解いただくためにも丁寧な説明会をさせていただきたいと思えますので、今日は、特に傍聴の皆さんが地元の方々だと思えますので、ご協力をいただけると一番ありがたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） そうしますと、やはり現実的には、広域連携というのはもう将来的な話あって、今はしっかりと単独で併設、あるいは分離、いずれにしても自区内処理ということで考えていくという理解でよろしいですね。

最後になります。

行政の継続性から、時間をかけ、調査研究を重ね、最終候補地を選んできた行政の考えと、唐突に候補地として名指しを受けた志鳥地区、あるいは岩川流域の関係者の思いと郷土愛と、また議決権を持つ議会、それぞれの立場、極めて緊迫した状況にあると認識をしております。しかしながら、ごみ処理施設、し尿処理施設は耐用年数が限界に来ており、自区内処理の原則に基づき新たな施設整備は避けては通れない厳しい現実が今ここにあるわけでございます。市民、町民、地域住民の合意形成なくして進めることはできない大事業でありますので、地域住民の切実な声を真っ正面からしっかりと受け止めていただき、役所の権限は最小に、地域住民の声は最大にという行政スタイル、行政対応を期待いたしまして、要望といたしまして、質問を終わります。

○議長（鈴木繁） 11番、沼田邦彦議員の質問は終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和4年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。

大変長時間にわたりお疲れさまでした。

[午後5時50分閉会]